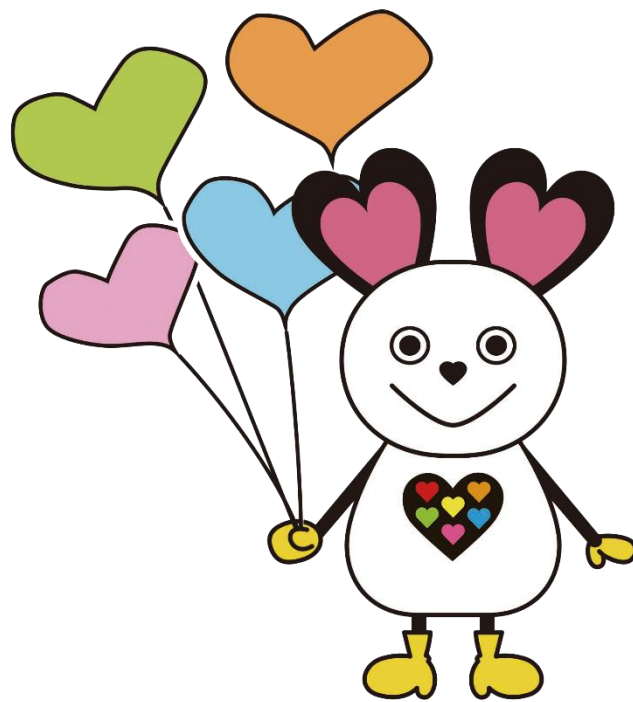


栃木県基幹相談支援センター事例集



ナイチュウ
(とちぎナイスハート推進マスコットキャラクター)

令和2(2020)年12月

栃木県保健福祉部障害福祉課

本事例集について

1 掲載市町

令和2(2020)年4月時点で設置済みの11か所14市町

2 目次

	市町名（県政順）	整備時期	掲載ページ
1	宇都宮市	H27(2015)年 4月	1～5
2	足利市	H29(2017)年 4月	6～12
3	栃木市	H28(2016)年 4月	13～22
4	佐野市	H28(2016)年 4月	23～30
5	日光市	H30(2018)年 4月	31～41
6	小山市	H30(2018)年 10月	42～47
7	真岡市	H30(2018)年 4月	48～55
8	さくら市	R2(2020)年 4月	56～62
9	下野市	H31(2019)年 4月	63～69
10	芳賀郡 (益子町・茂木町 ・市貝町・芳賀町)	H28(2016)年 4月	70～76
11	那珂川町	R2(2020)年 4月	77～82

3 事例の基本的構成

※あくまで基本的な構成であり、事例ごとに様式や記載内容は異なります。

- I 市町の概況
- II 相談支援体制等
- III 設置に至るまでの経緯
- IV 体制図
- V 現在の取組
- VI アピールポイント（特徴）
- VII 支援の取組例
- VIII 今後の課題

宇都宮市 基幹相談支援センターの概要

宇都宮市 障がい福祉課 相談支援G

I 宇都宮市の概況

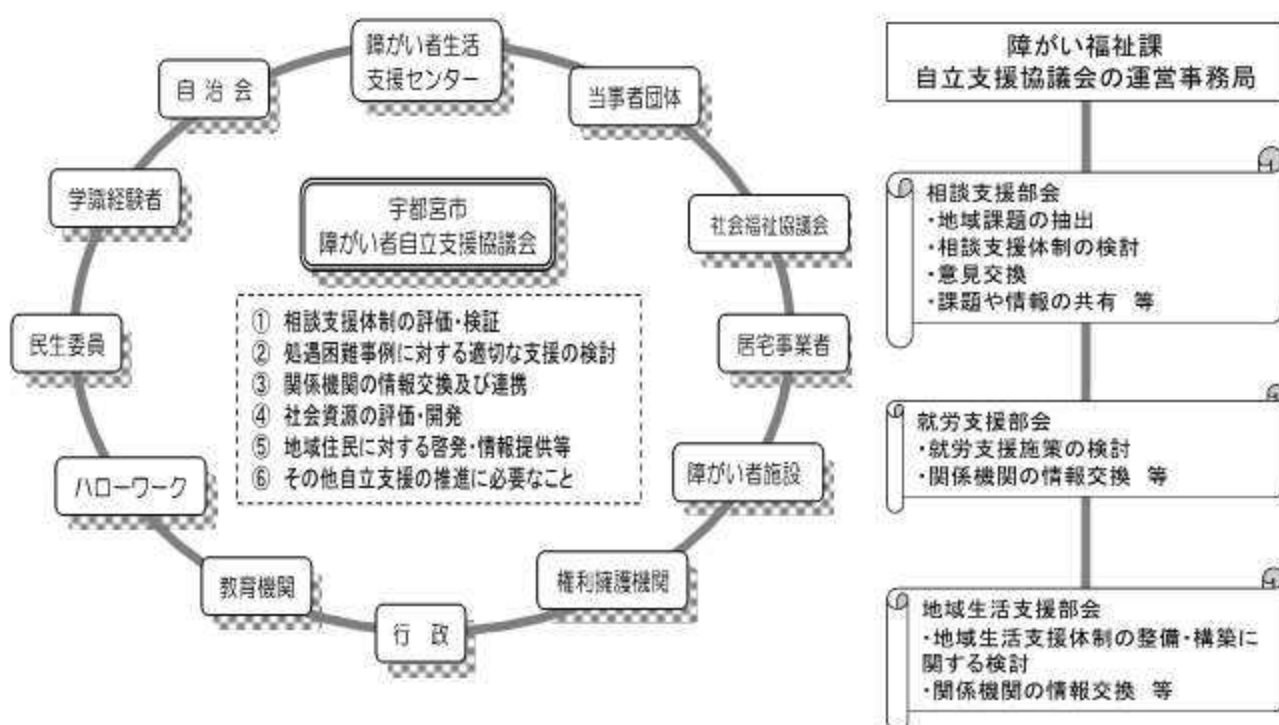
- 人口(令和2年4月現在): 517,865人
- 世帯数: 227,564世帯
- 高齢化率: 25.19%(令和2年3月末現在)
- 障害者手帳交付状況
(令和2年4月1日現在)

身体障害者手帳所持数	15,024人
療育手帳所持数	4,394人
精神保健福祉手帳所持数	4,272人

宇都宮市の福祉サービス事業所数(令和2年7月1日現在)

居宅介護	68	就労移行支援	15
重度訪問介護	44	就労継続支援(A型)	23
同行援護	31	就労継続支援(B型)	47
行動援護	11	就労定着支援	7
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	37
短期入所	22	放課後等デイサービス	69
生活介護	38	保育所等訪問支援	3
施設入所支援	8	障害児短期入所	10
自立生活援助	0	指定一般相談支援	10
グループホーム	87	指定障害児相談支援	29
自立訓練(機能訓練)	1	指定特定相談支援	46
自立訓練(生活訓練)	4		

協議会の組織図



Ⅱ 相談支援体制等①

(1)相談支援体制

種類	事業所数	相談支援 専門員数	備考
指定特定(計画) 相談支援事業所	46	64人	
指定一般(地域移行・地域定着)相 談支援事業所	10	18人	
委託相談支援事業所	6	7人	
基幹相談支援センター			市障がい福祉課直営

(2)基幹相談支援センターの職員配置状況

役職	人数	備考
係長, 担当係長, 総括	3	
地区担当ケースワーカー	7	
制度設計, 請求・事業担当	4	
相談支援専門指導員, 総合相談員, 計画相談・虐待担当指導員	3	会計年度任用職員

Ⅱ 相談支援体制等②

(3)計画相談実績

総合支援法			児童福祉法		
計画作成数	達成率 (%)		計画作成数	達成率 (%)	
	セルフプラン			セルフプラン	
3645	230	100%	1440	902	100%

Ⅲ センター設置の経緯

- ・H24.12～ 基幹相談支援センター設置に向け検討を開始
- ・H27.4.1 基幹相談支援センター設置

V センターの現在の取組

- ・福祉サービスの利用援助(情報提供, 相談等)
- ・社会資源を活用するための支援
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・処遇困難ケース等への対応
- ・警察, 病院等関係機関からの相談への対応
- ・相談支援専門員に対する研修の実施

VII センターにおける支援の取組例

【効果のあった事例】

・虐待通報があった事例で, 分離させた後も事業所等関係機関とも連携し, 定期的なケア等を行って安定した生活を送っている

【困難を感じた事例】

・事業所や委託事業所では手に負えないケースを基幹で対応しており, 市ケースワーカーによる事業所・サービスの調整, 監督職による定期的な訪問・同行支援, 専門職による毎日の電話相談対応が必要なケース

VIII 今後の課題

○基幹相談支援センター，委託相談支援事業所，指定相談支援事業所の役割分担の明確化が必要

・相談者がより相談しやすく，また，サービスをよりスムーズに提供できるような体制づくりを現在検討している。

○高い専門性を持った相談支援専門員の育成が必要

・基幹相談支援センターで実施している市内指定相談支援事業所を対象とした研修について，サービス等利用計画作成の基本的な内容等で，相談支援専門員の全体的な底上げを目的としたものであり，更なる支援力の向上にはつながっていないため，その内容の見直しについて検討している。

足利市障がい者 基幹相談支援センターの概要



足利市イメージキャラクター「たかうじ君」

「あしかが うんと
いいとこだがね！」
センターの紹介するよ

足利市 障がい福祉課

I 足利市の概況

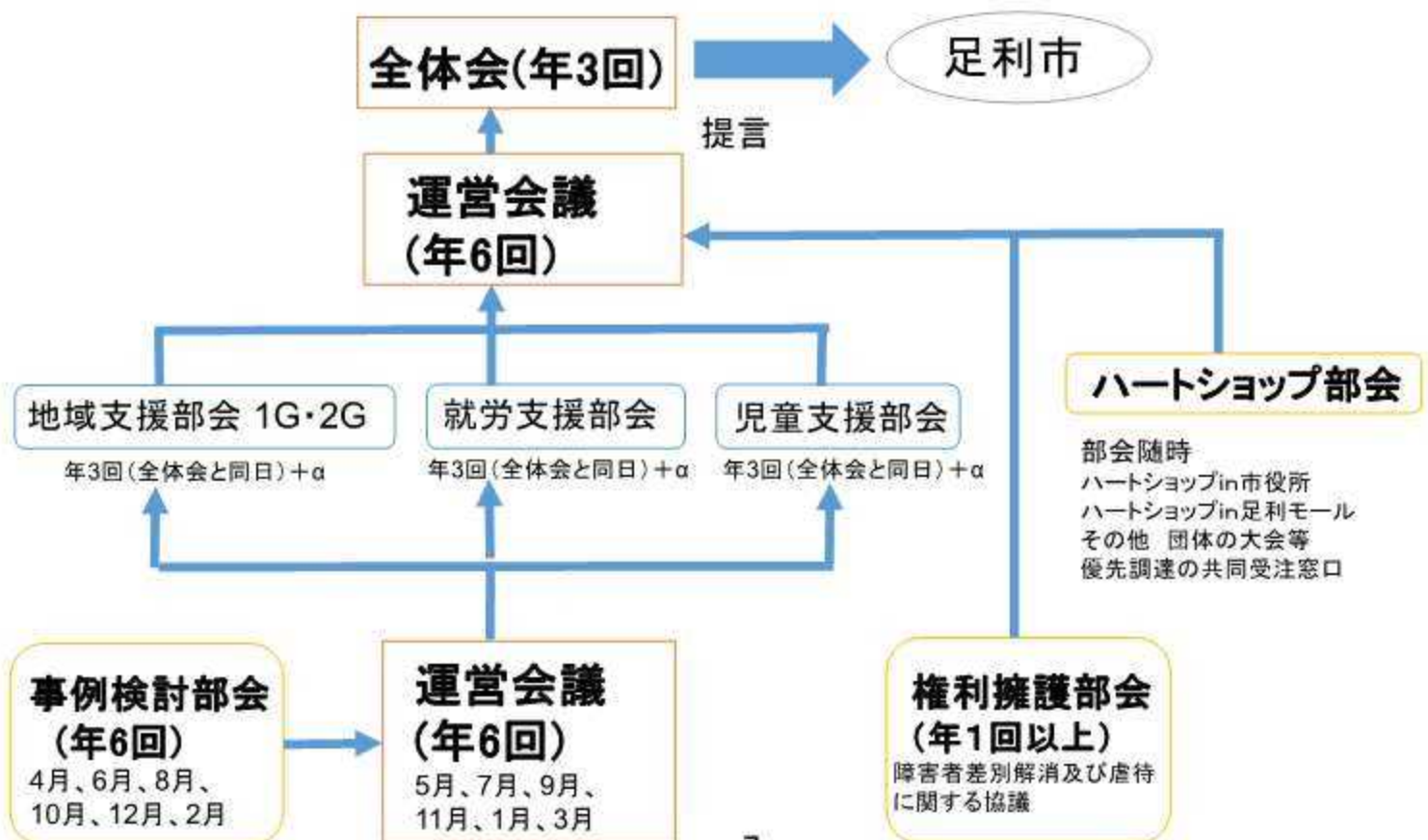
- 人口 (R2(2020)年4月現在) 144,031人
- 世帯数 61,947人
- 高齢化率 32.13%
- 障害者手帳交付状況
(R2(2020)年4月1日現在)

身体障害者手帳所持数	5,034人
療育手帳所持数	1,283人
精神保健福祉手帳所持数	1,145人

足利市の福祉サービス事業所数 (R2(2020)年4月1日現在)

居宅介護	14	就労移行支援	2
重度訪問介護	12	就労継続支援(A型)	3
同行援護	4	就労継続支援(B型)	24
行動援護	1	就労定着支援	1
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	11
短期入所	11	放課後等デイサービス	20
生活介護	24	保育所等訪問支援	1
施設入所支援	7	障害児短期入所	6
自立生活援助	1	指定一般相談支援	6
グループホーム	56	指定障害児相談支援	11
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	15
自立訓練(生活訓練)	1		

足利市地域自立支援協議会の組織図



Ⅱ 相談支援体制等①

(1)相談支援体制

種類	事業所数	相談支援 専門員数	備考
指定特定(計画) 相談支援事業所	15	29	
指定一般(地域移行・地域定着)相 談支援事業所	6	13	
委託相談支援事業所	基幹と兼ねる	基幹と兼ねる	
基幹相談支援センター	1	4	

(2)基幹相談支援センターの職員配置状況

役職	人数	備考
センター長	1	
相談支援専門員	4	

Ⅱ 相談支援体制等②

(3)計画相談実績

R2. 4. 1現在

総合支援法			児童福祉法		
計画作成数	達成率 (%)		計画作成数	達成率 (%)	
	セルフプラン			セルフプラン	
1,043	0	100	361	0	100

Ⅲ センター設置の経緯

- ・H26. 5～ 足利市地域自立支援協議会内において、既存の相談支援センターを基幹型への転換について協議・検討をおこなう。
- ・H27. 1 第四期障害福祉計画策定にあたり、自立支援協議会から「基幹相談支援センター設置の必要性あり」との提言を受ける。
- ・H27. 4 実施計画において、基幹相談支援センターの設置を障がい福祉課の最重要事業と位置づけ、嘱託職員1名及び施設改修費を要望する。
(次年度から実施の承認得られず)
- ・H28. 4 再度実施計画において、基幹相談支援センターの設置を要望する。
(次年度から実施の承認、予算確保)
- ・H28. 5～ 基幹移行にあたり、基幹が新たに担う業務や今までの委託事業所がそのまま基幹の業務を受託するのか等、委託契約内容や事業所選定について課内で検討協議を始める。
- ・H28.12 基幹相談支援センター受託事業者審査委員会の設置
- ・H28.12 委託事業者の募集(プロポーザル方式)
- ・H29. 1 受託事業者選定プレゼンテーションの実施
- ・H29. 2 受託事業者の決定(従前の受託事業者)、事業者との打合せ
- ・H29. 4 足利市障がい者基幹相談支援センター開設

Ⅳ センターの体制

職種等	資格等
センター長(総括)	放射線技師
相談支援専門員	社会福祉士、主任相談支援専門員、上級ケアマネ研修修了、介護支援専門員
相談支援専門員	社会福祉主事、セルフ士、手話通訳者、上級ケアマネ研修修了、社会科教員免許、ひきこもりサポーター、発達障害者支援サポーター
相談支援専門員	精神保健福祉士、社会福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員
相談支援専門員	社会福祉士、社会福祉主事

V センターの現在の取組①

1. 社会資源創出等に関する企画・提言
 - ・足利市地域自立支援協議会専門部会での協議(一例)
 - 1.地域包括支援センターと精神科医療機関の情報交換会実施
 - 2.市内障がい者施設等マップ作り
 - 3.就労系事業所(A型、B型)ガイドブック作り
 - 4.医療的ケアの必要な児童の課題と取り組みの検討
2. ピアカウンセリング
障害者相談員に協力を仰ぎ、カウンセリングを実施(同席)
3. 地域の相談支援体制の強化の取り組み
 - ・市内の計画相談支援事業所の対応困難ケースに対して助言
 - ・安足地区障害者相談支援事業者等連絡会の開催(R1年度年5回)

V センターの現在の取組②

- 第1回「サービス等利用計画の作り方」、第2回「総合支援法改正に伴う質疑応答」、第3回「独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園視察」、第4回「困難事例検討(野中式事例検討)」第5回「総合事業および障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について」
4. 総合的・専門的な相談支援の実施
 - ・特別支援学校の進路相談会への出席
 - ・関係機関との連携した相談支援
 5. あっしーネット(地域生活支援拠点整備事業)の受付業務
 6. その他
高齢者連携支援協力会議の出席、若年性認知症の支援への参画、安足地区精神障害者支援ネットワーク会議への参画

VI センターのアピールポイント(特徴)

社会福祉法人および医療法人から4名の相談支援専門員が派遣され、センター長とともに相談対応しています。

自立支援協議会の事例検討部会や安足地区障害者相談支援事業者等連絡会にておいて、地域の相談支援事業者等との顔の見える関係が出来ています。

地域の地域包括支援センターや民生委員、自治会などと高齢者支援連携協力会議に出席することで連携が図られています。

生活困窮者の中には一部障がいのある方が含まれているため、市・生活保護担当の主催する生活困窮者自立支援事業支援調整会議に出席し、関係機関との連携が図られています。

VII センターにおける支援の取組例

【効果のあった事例】

進行性筋ジストロフィーのある10代の男性。自宅での生活困難の相談を受け、住宅改修および居宅介護の支援を調整し、自宅内でも車いす、ベッドの生活が送れるようになり、本人及び介護者の負担軽減が図れた。

【困難を感じた事例】

触法の障がい者の事例。自己肯定感が低かったが、就労継続支援B型の利用となり、所属意識や他人の役に立つことで就労意欲が向上していったが、再度犯罪をしてしまった。触法の障がい者の支援については、関係機関と連携を取っていても難しいと感じた。関係機関と今まで以上に関係を密にする必要性を感じている。

VIII 今後の課題

- ・計画相談支援事業所への指導・助言体制の強化
- ・自立支援協議会の地域課題の協議の充実
- ・基幹相談支援センターおよび自立支援協議会の活動の周知
- ・医療的ケアのある方の支援体制が不十分

栃木市 基幹相談支援センターの概要



栃木市マスコットキャラクター
とち介

栃木市保健福祉部障がい福祉課
障がい児者相談支援センター係

Ⅰ 栃木市の概況（R2（2020）年4月現在）

- 人口 159,295人
- 世帯数 65,764世帯
- 高齢化率 31.12%
- 障害者手帳交付状況

（R2（2020）年4月1日現在）

身体障害者手帳所持数	5,862人
療育手帳所持数	1,570人
精神保健福祉手帳所持数	1,089人



栃木市の福祉サービス事業所数 (R2(2020)年4月1日現在)

居宅介護	17	就労移行支援	1
重度訪問介護	12	就労継続支援(A型)	3
同行援護	10	就労継続支援(B型)	18
行動援護	3	就労定着支援	1
重度障害者等包括支援	0	療養介護	1
短期入所	13	児童発達支援	9
生活介護	27	放課後等デイサービス	14
施設入所支援	5	保育所等訪問支援	1
自立生活援助	0	障害児短期入所	10
グループホーム	14	指定一般相談支援	3
自立訓練(機能訓練)	0	指定障害児相談支援	12
自立訓練(生活訓練)	3	指定特定相談支援	22

栃木市障がい者等自立支援協議会の組織

(令和2年度)

栃木市障がい者等自立支援協議会
(社会福祉施策推進委員会)

報告

障がい者福祉幹事会、就労支援幹事会及び権利擁護幹事会

情報
報告
提案
交換

議題の調整

障がい者等支援担当者会議(年3~4回)

[サービス提供責任者、サービス管理責任者、当事者、相談員、保健師、特別支援学校、MSW、社協等]

役割：くらしだいじネット・WG等の進捗管理

運営会議

[障がい福祉課]

役割：協議会全体のコーディネート

医療的WG

くらしまるごとWG

Ⅱ 相談支援体制等①

(1) 相談支援体制

種 類	事業所数	相談支援 専門員数	備 考
指定特定（計画） 相談支援事業所	22	46	
指定一般（地域移行・地域 定着）相談支援事業所	3	14	
委託相談支援事業所	1	6	市直営
基幹相談支援センター	1	2	市直営 基幹の相談支援専門員は 委託相談と兼務

(2) 基幹相談支援センターの職員配置状況

役 職	人 数	備 考
センター長（市職員）	1	
事務職（市職員）	1	
相談支援専門員	2	

Ⅱ 相談支援体制等②

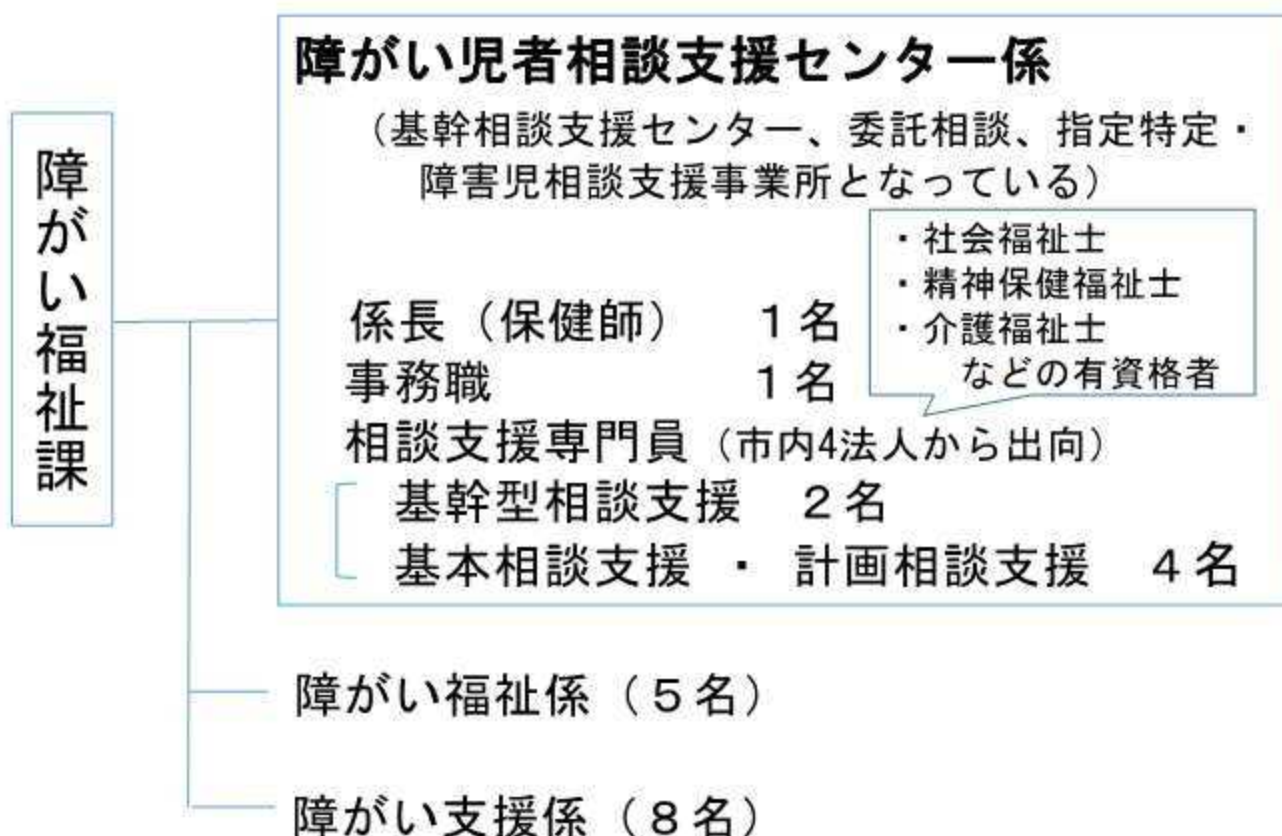
(3) 計画相談実績

総合支援法			児童福祉法		
計画作成数	セルフプラン	達成率 (%)	計画作成数	セルフプラン	達成率 (%)

Ⅲ センター設置の経緯

H24年4月	市社会福祉課内へ「栃木市障がい児者相談支援センター」設置 相談支援専門員3人体制 一般的な相談支援の他、相談支援担当者会議の運営、ネットワークづくり、人材育成、地域づくり等を業務に位置付け
H25年10月	自立支援協議会設置
H26年4月	センターの相談支援専門員2名増員 5人体制へ（旧岩舟町合併） 基幹相談支援センター設置の検討開始
H27年5月	市にとって必要な基幹機能を把握するため、 市内相談支援事業所ヒアリング を実施（全20か所）
H27年10月	センターに基幹機能を付加 ※地域生活支援事業費補助金を活用 すでに市の相談支援体制の中核を担っていたが、更なる機能充実を図り基幹相談支援センター機能を明確化
H28年4月	市機構改革 社会福祉課→福祉総務課・障がい福祉課の2課に分け 障がい福祉課に基幹センターを兼ねた相談支援係を新設。 相談支援専門員1名増員 6名体制へ
H30年4月	相談支援係→障がい児者相談支援センター係に名称変更
H31年4月	これまでの業務委託契約から出向契約に切り替える。それに伴い、相談支援専門員の身分が市の非常勤職員となる。

Ⅳ センターの体制



V センターの現在の取組

(1) 障がい児者の総合的及び専門的な相談支援

- ・多様化・複雑化している障がい児者の相談支援の実施。
- ・定期的に、受理会議、終結会議等を実施。

令和元年度 相談支援 延べ件数 (件)

訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	その他	計
697	304	192	1,416	49	66	2	2,726

(2) 相談支援事業所のバックアップ

相談支援事業所ごとの担当制とし、ケース支援の助言や情報提供等を行う。

令和元年度 バックアップ件数 (件)

情報提供	助言	同行支援	会議参加	関係機関との調整	直接的支援	その他	計
52	58	15	18	24	28	22	218

V センターの現在の取組

(3) くだしだいじネット（地域生活支援拠点等）の構築

面的整備を進めることで地域全体で支える意識の向上と連携強化し、PDCAサイクルを意識した取り組みを実施。

① 緊急時支援

R元年度 相談件数：11件

対応：緊急短期入所 5件 対応なし6件

② 一人暮らし体験事業

R元年7～R2年3月 一人暮らし体験試行運用事業実施
(内体験の利用 R元年9月・R2年1～2月 4名)

V センターの現在の取組

(4) 自立支援協議会の運営 各WGの取り組み



【医療的ケアWG】 H29年度設置 年3回程度

○目的：医療的ケア児者の支援の受け皿が整っていない現状を
ふまえ、在宅療養を支える支援体制を検討

○構成 12名（MSW・訪問看護師・福祉サービス事業所・学校・当事者等）

【くらしまるごとWG】 R元年度設置 年3～4回程度

○目的：精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい
暮らしができるよう精神保健福祉体制の更なる充実につ
いて協議し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシ
ステム」の構築を進めるために設置。

○構成 11名（MSW・当事者・健康福祉センター・障がい福祉事業所等）

11

V センターの現在の取組

(5) 人材育成に関すること



◆居宅介護事業所研修会

対 象 市内 居宅介護事業所職員

◆相談支援ネットワーク定例会

対 象 相談支援専門員

◆介護支援専門員及び相談支援専門員との交流会

◆障がい児福祉サービス事業所連携会議

対 象 児童発達支援事業所・放課後等デイ
サービス事業所職員

V センターの現在の取組

(6) 虐待の防止に関すること。

- ・虐待防止センターとして、マニュアルに基づき対応。
- ・虐待予防研修会を継続的に実施している。

(7) ひきこもりに関すること

- ・センターを相談窓口として位置づけ、相談対応。
- ・ひきこもり研修会&個別相談会を実施

(8) 関係機関とのネットワークづくり

様々な多機関協働の会議に参加し、事例検討や情報共有を行い、支援体制の構築を行う。

13

VI センターのアピールポイント（特徴）

行政と相談支援専門員が一体となって取り組んでいます。

相談支援体制

- ・相談支援事業所のバックアップ
- ・迅速に虐待対応できる体制づくり
- ・相談支援ネットワーク定例会など

みんなで地道に
コツコツと取り
組んでいます。



障がい児者が暮らしやすい地域づくり

- ・くらしだいじネットの構築
- ・自立支援協議会の充実
- ・人材育成のための研修会の実施など

VIIセンターにおける支援の取り組み例 【効果のあった事例】

専門機関と連携してアドバイスいただきながら、こだわり行為の軽減、日課の安定が図れたケース

項目	内容
(1) 氏名・性別・年齢・家族構成	Aさん 男 46歳 父・母・兄（他市在住）・本人（GH）
(2) 障害名・疾病名	知的障がい・聾・体幹機能障害・広汎性発達障害
(3) 障害者手帳	療育手帳B1・身体手帳1種2級 (両耳の聴力レベルそれぞれ100デシベル以上のもの)

(4) 支援経過

- ・**相談内容**：H24年、母から「体を洗う」というこだわりが強く、自宅で常に入浴した状態が出てこない。食事、睡眠、排泄も浴室内で済ますようになり困っていると相談あり。
- ・保健師とセンター相談員が介入し、皮膚と精神状態の確認のため医療へつなぐ。（医療保護入院）
- ・H26年、2年間の入院を経て、状態も落ち着いたため退院に向けた支援開始
自宅に戻す事は難しいため、入院中から短期の体験を行い回数を増やしながらい入所への流れを作るが「トイレや洗面所で服を脱いで体を洗う」「夜間のトイレ頻回」「他者の部屋に入り物品収集」などの行為が相次ぎ、受け入れ不可となってしまう。
- ・再度支援の方向性を検討。環境への適応力はあるため、入所施設より日課に動きがあり自然な流れで移動できるGHの方がいいのではとの見解を得て、H27年から数か所体験利用行い、同年11月にGHに入居。

15

(5) 支援結果

- ・入居後、他者のもの（衣類、ティッシュ、タオルなど）を自室に持ち込む。入浴時間が守れず夜間まで入っている。トイレにこもる。腕時計にこだわり時間合わせに何時間もかかり動けない。など、こだわり行動が目立ち、入居1か月で活動への参加ができなくなる。
- ・こだわりを回避しても、次のこだわりが出てしまい支援者の対応も一貫性が取れない。

➡ 発達障害者支援センター「ふぉーゆう」に支援の相談。H28年1月ケース会議にてアドバイスいただく

こだわりに対して約束事（～時に出発。仕事をする。～時までにお風呂を出す）の最優先を3つほど提示。本人の日課表を作成し各事業所と連携して3つの約束事ができたらシールを張りポイント制にして評価。お楽しみに反映

➡ 3か月ごとに会議開催し、情報共有。こだわりの変化への対応についてアドバイスいただき検討を繰り返す

- 1年後：生活の場と作業の場の切り替えが明確になってきた。時間での場面移動のこだわりも少なくなる。本人と支援者の関係性も構築され妥協案を受け入れる事ができ、やり取りを楽しめるようになったGH世話人、職員それぞれが自分を受け止めてくれるという安心感が生まれてきた。
- 2年後：支援内容の継続を図りながら、定期的に新しいものを取り入れるなどして意欲の喚起を図った。行事にも遅れることなく参加できるようになり、皆と同じ時間を楽しめるようになる。こだわりが続いても、途中で切り替えられるようになってきた。

➡ 2年の経過から、一定の成果を評価し会議の継続を終了。今後も支援の継続を図る。

VIIセンターにおける支援の取り組み例 【困難を感じた事例】

歩けるが、在宅酸素療法にて10ℓ/分酸素を流量しているため、福祉サービス利用に至らなかったケース

項目	内容
(1) 氏名・性別・年齢・家族構成	Bさん・女性・28歳・両親との3人暮らし（母親は難病）
(2) 障害名・疾病名	ダウン症・パセドウ病・アイゼンメンジャー症候群(心室中隔欠損症・肺高血圧症)
(3) 障害者手帳	身体障害者手帳 1級（心疾患） + 療育手帳A1

(4) 支援経過

相談内容：H26年10月 母より「自分が受診（難病のため）する際に本人を安全な環境の中で見て欲しい」との相談を受ける。

- ・本人の主治医のいるA大学病院のWCから状況を把握し、課題を共有し支援を開始する。
- ・近隣の生活介護の事業所複数個所に受け入れを相談するが、看護師が常駐していないことなどから利用できず、母親も事業所の環境（壁酸素がない）に不安を感じサービスに繋がらず。また、重心対応の事業所にも相談するが、歩けるため対象でないとのことから利用に至らず。
- ・その後、支援区分を見直し、区分3から区分4になるが福祉サービスの選択肢は広がらず。A大学病院にてケース会議を行い支援体制について検討する。

3

(5) 支援結果

- ◇福祉サービスの利用に繋がらず、母親の受診時は、近くに住む姉が対応することになる。
- ◇WCと検討し、本人の余暇的な意味合いにて週1回1時間の訪看を導入。母親の入院時はレスパイト入院での受け入れ体制を整える。
- ◇H29年より自立支援協議会にて、医療的なケアのある方の支援について地域課題として取り上げ、WGを設置し現在検討を行っている。

VIII 今後の課題

- ◆相談支援センターの人材の確保・質の向上、センター機能の充実
- ◆相談支援事業所のバックアップの充実
- ◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ◆多職種、他分野との包括的連携の充実



佐野市

基幹相談支援センターの概要

障がい者相談支援センター みどり

(対象:主に身体・知的障がい)

一般相談支援事業
特定相談支援事業
基幹相談支援センター

相談支援事業所 さの

(対象:主に精神障がい)

一般相談支援事業
特定相談支援事業
基幹相談支援センター

佐野市 障がい福祉課 障がい福祉係

I 佐野市の概況

- 人口 (R2(2020)年4月現在) 117,706人
- 世帯数 51,872戸
- 高齢化率 30.43%
- 障害者手帳交付状況
(R2(2020)年4月1日現在)

身体障害者手帳所持数	3,649人
療育手帳所持数	1,069人
精神保健福祉手帳所持数	1,038人

佐野市の福祉サービス事業所数 (R2(2020)年4月1日現在)

居宅介護	13	就労移行支援	4
重度訪問介護	10	就労継続支援(A型)	4
同行援護	3	就労継続支援(B型)	10
行動援護	2	就労定着支援	3
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	9
短期入所	3	放課後等デイサービス	12
生活介護	7	保育所等訪問支援	3
施設入所支援	1	障害児短期入所	0
自立生活援助	0	指定一般相談支援	3
グループホーム	16	指定障害児相談支援	7
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	9
自立訓練(生活訓練)	0		

佐野市自立支援協議会

(障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会)

協議会(25人以内の委員で組織)

構成メンバー

学識経験者、障がい者・家族、保健・医療・福祉団体推薦、教育・雇用団体推薦、相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業従事者、ほか

所掌事項

関係機関等のネットワーク構築、困難事例への対応のあり方、社会資源の活用、相談支援事業者の運営等の評価、障がい者福祉計画等の推進を図るための評価、障がい者差別解消のための取組に関すること、ほか

幹事会

(16人以内の委員で組織)

協議会の所掌事項の取扱いについての調整機能を担う

事務局会議

協議会等の運営・方向性を検討
個別困難ケースの進捗状況の共有

出席メンバー

佐野市障がい福祉課
基幹型相談支援事業所(2か所)
栃木県障害者相談支援協働
コーディネーター

専門部会

幹事会委員を
中心に組織

就
労
支
援

相
談
支
援

児
童
支
援

Ⅱ 相談支援体制等①

(1)相談支援体制

種類	事業所数	相談支援専門員数	備考
指定特定・指定障害児(計画)相談支援事業所	8	13	委託相談支援・基幹相談支援の2事業所は、指定特定、指定一般相談支援事業も実施
指定一般(地域移行・地域定着)相談支援事業所	3	5	
委託相談支援事業所	2	3	
基幹相談支援センター	2	3	

(2)基幹相談支援センターの職員配置状況 ①(障がい者相談支援センターみどり)

役職	人数	備考
管理者	1	
専任職員	1	相談支援専門員・社会福祉士
兼任職員	3	相談支援専門員(1)・社会福祉士(2) 精神保健福祉士(1)・介護福祉士(2) 看護師(1)

(3)基幹相談支援センターの職員配置状況 ②(相談支援事業所さの)

役職	人数	備考
センター長	1	
兼任職員	2	相談支援専門員(2)

Ⅱ 相談支援体制等②

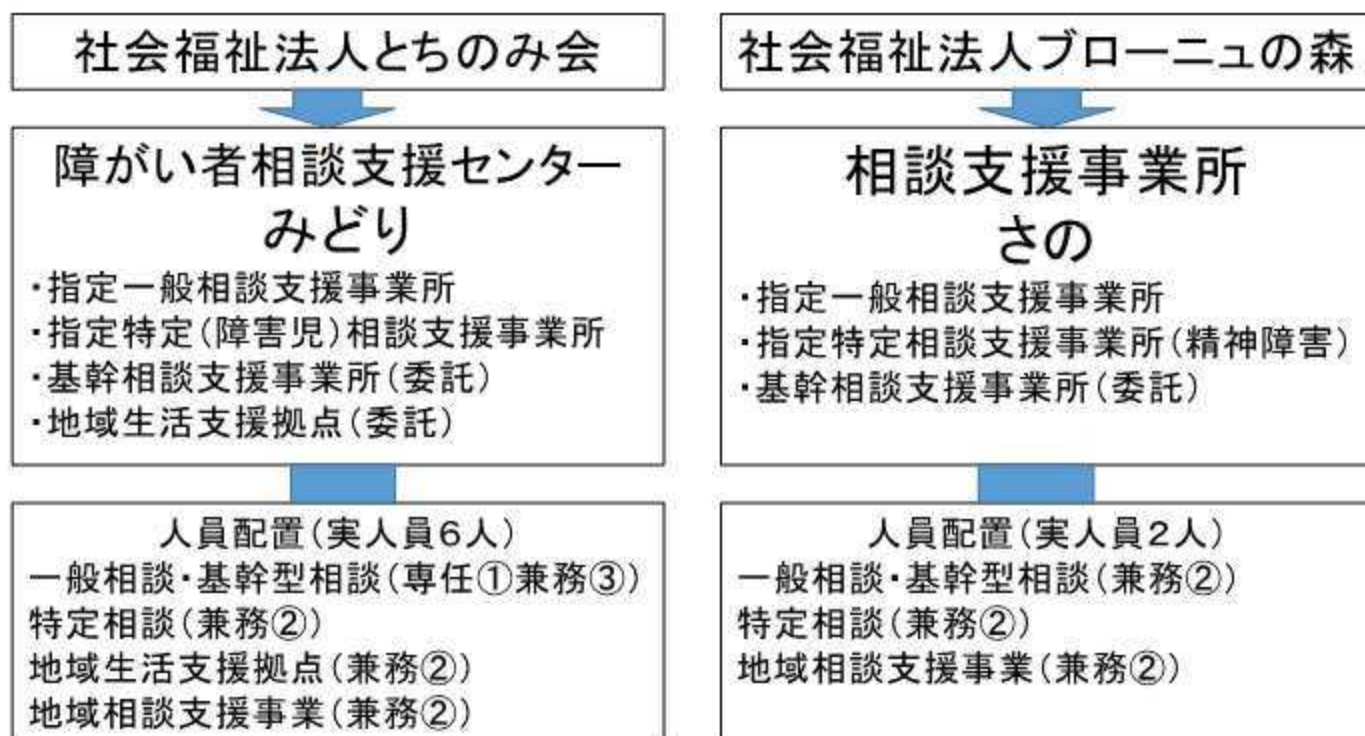
(4)計画相談実績

総合支援法			児童福祉法		
計画作成数	達成率(%)		計画作成数	達成率(%)	
	セルフプラン			セルフプラン	
1,040	113	89.1	594	74	87.5

Ⅲ センター設置の経緯

- ・H18.10 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業が開始され、その1事業として相談支援が位置づけられた。
- ・H18.10 佐野市障害者相談支援事業実施要綱を制定し、従来から運営していた佐野市内の2事業所(障害者相談支援センターみどり、相談支援事業所さの)に対し、機能強化事業を含む相談支援業務の委託を開始した。
- ・H25.04 平成24年の法改正から1年後の平成25年度から2事業所を基幹相談支援事業所と位置づける。

Ⅳ センターの体制



V センターの現在の取組

障がい者相談支援センターみどり

- ・福祉制度について知りたい
- ・悩みを相談したい・話を聞いてほしい
- ・外出・移動の支援について知りたい
- ・余暇活動の支援について知りたい
- ・施設・作業所・福祉工場について知りたい
- ・就労に向けた支援

「どこに相談すればいいのかわからない」
方のためのセンターです



「みどり」に聞けば何が分かる」
センターを目指しています



その他・・・

- ・専門機関との連絡調整
- ・各種申請の代行
- ・福祉機器・情報機器の利用助言

「365日、とぎれの無い時間の流れ」を支えています

〒327-0831 栃木県佐野市浅沼町146-5

電話 0283-24-5759 FAX 0283-24-5333

地域生活支援拠点事業が目指すもの



ご相談方法

- ・まずは、電話・メール・来所にてご相談ください
- ・来所できない場合には、こちらからお伺いいたしますのでお気軽にご相談ください
- ・相談員が訪問のため外出している場合がありますので事前にご相談ください
- ・秘密は厳守いたします
- ・ご相談については無料ですが障がい福祉サービスの利用について一部自己負担となります

ご利用できる方

主に、精神障がいなどをお持ちの方及びそのご家族や関係機関(障がい者福祉手帳の有無は問いません)

ご利用時間

月曜～金曜
午前9時～午後6時まで



相談支援事業所さの (指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業)

交通 東武有楽町線「茗荷谷駅」西口から徒歩約15分
佐野田沼インターから車で約10分
住所 〒227-0843 栃木県佐野市基米町3905-4
TEL 0283-21-6811
FAX 0283-85-7752

プロージュの森 法人理念

笑顔・課題を共有し、繋がりの中で生み出す。(共・繋・生)



相談支援事業所 さの

ご相談は **無料です**
お気軽にご相談ください



一人暮らししたいけど、どうやって探したらいいのかしら？

最近私、以前と何か違うみたい... どうしたのかなあ？

うちの子、何か様子が違うみたい... どうしたらいいのかしら？

公的な福祉制度ってどんなものがあるんだろう？

仕事がしたいけど、色々不安... どうしたらいいんだろう？

家の中のこと、一人でやるのは大変!! 誰か手伝ってくれないかしら...

家で通居しているんだけど、何かないかなあ...

同じような障がいや悩みを持っている人は、どう過ごしているのかなあ？

アパート、グループホーム等の住居を一緒に探していきます

障害年金・精神保健福祉手帳・自立支援医療等の利用のお手伝いをします

就労のための訓練をする場を紹介します

ヘルパーなどをご紹介します

趣味活動ができる場所や、仲間づくりの場を紹介します

同じ障がいを持つ方とお話する機会をつくれます

ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください

1. まずはゆっくり、お話をお聞きます
2. 一緒に解決策を探っていきましょう。いろいろな専門機関と一緒に協力します
3. ご相談に応じて、必要な障がいサービスの利用のお手伝いをします。またサービス等利用計画の作成も行います

VI センターのアピールポイント(特徴)

- ・障がい者相談支援センターみどり
 - ①困難ケースの特定相談業務(計画作成)を担当
 - ②個別のケース対応と障害福祉サービスを重層的に支援
 - ③地域生活支援拠点事業を併せて実施することで、緊急時支援と多職種連携体制がスムーズに
- ・相談支援事業所さの
 - ①相談(ワンストップ、専門的な相談支援)
 - ②権利擁護・虐待防止(成年後見制度利用支援、虐待防止)
 - ③地域の相談支援体制の強化(専門的指導、助言、他機関との連携強化)
 - ④ピアサポーターとの連携

VII センターにおける支援の取組例

【効果のあった事例】

地域の関係機関で役割分担を明確にし、情報共有をすることで、統合失調症の患者を入院に繋げられたケース。

【具体的内容】ひとり親家庭において、子による近所宅の建具等の破壊行為や他者への暴力行為があるものの、病識がなく受診を拒否し、親も周囲の説得を受け入れない状況で、何年も見守りを継続したところ、親の突然死をきっかけに、地域の民生委員・検視の警察職員を含む関係機関による速やかな支援により、入院治療に繋がられた。

【困難を感じた事例】

家族が障害年金を搾取し、経済的虐待と判断されるものの、関係機関による介入を拒否して支援に繋がらないケース。

【具体的内容】障害者本人が障害福祉サービスの利用を希望しているにも関わらず、家族が本人の意思を尊重せず、行政や事業所等への不信感もあり、支援に繋がらない。

VIII 今後の課題

- ・地域生活支援拠点等の機能の1つである、「地域の体制づくり」を充実させる
- ・地域の相談支援専門員の人材育成
- ・事業所訪問による問題点の洗い出しと研修会の開催
- ・相談支援専門員が抱える地域の課題を踏まえ、地域の社会資源を開発していく

日光市障がい者 基幹相談支援センターの概要



日光市 社会福祉課 障がい福祉係

I 日光市の概況

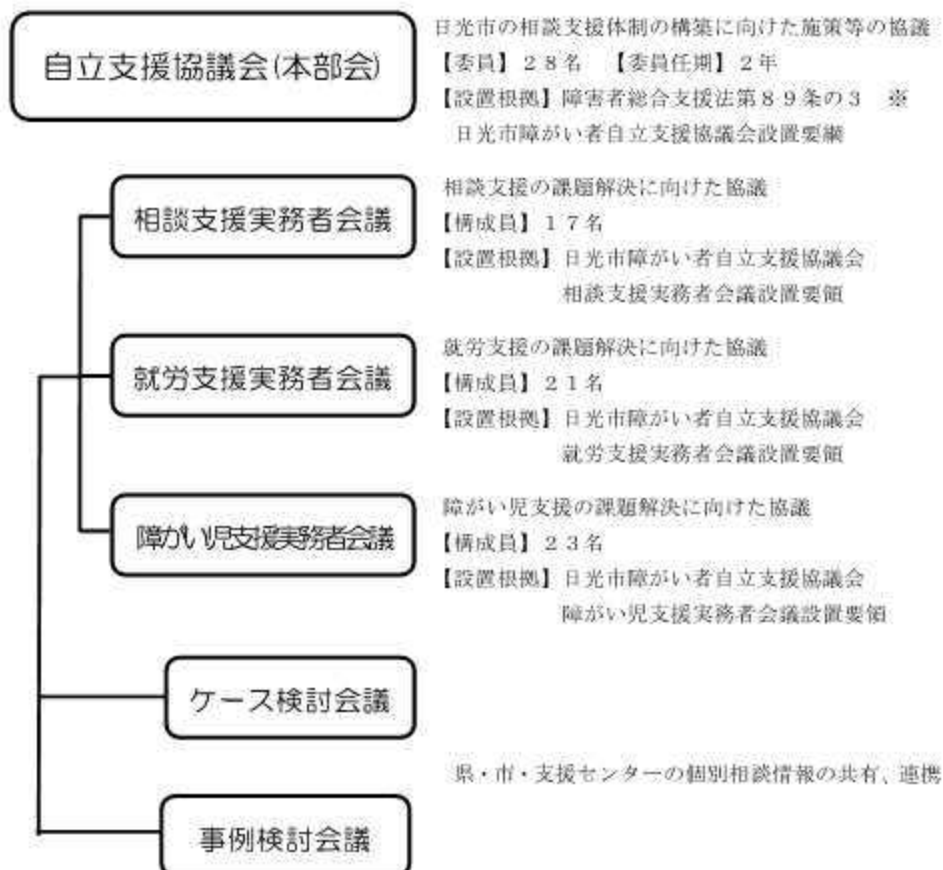
- 人口（R2(2020)年4月現在） 80,981人
- 世帯数 36,544世帯
- 高齢化率 60歳以上→ 42.23%
65歳以上→ 35.05% 75歳以上→ 18.17%
- 障害者手帳交付状況（R2(2020)年4月1日現在）

身体障害者手帳所持数	3,827人
療育手帳所持数	799人
精神保健福祉手帳所持数	557人

日光市の福祉サービス事業所数 (R2(2020)年4月1日現在)

居宅介護	6	就労移行支援	0
重度訪問介護	4	就労継続支援(A型)	1
同行援護	3	就労継続支援(B型)	9
行動援護	0	就労定着支援	0
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	3
短期入所	8	放課後等デイサービス	8
生活介護	9	保育所等訪問支援	1
施設入所支援	3	障害児短期入所	4
自立生活援助	0	指定一般相談支援	2
グループホーム	9	指定障害児相談支援	7
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	7
自立訓練(生活訓練)	0		

日光市障がい者自立支援協議会の組織図 (令和2年2月1日現在)



Ⅱ 相談支援体制等①

(1)相談支援体制

種類	事業所数	相談支援 専門員数	備考
指定特定(計画) 相談支援事業所	7	13	
指定一般(地域移行・地域定着)相 談支援事業所	2	3	
委託相談支援事業所	1	3	
基幹相談支援センター	1	1	

(2)基幹相談支援センターの職員配置状況

役職	人数	備考
相談支援専門員	1	

Ⅱ 相談支援体制等②

(3)計画相談実績

総合支援法			児童福祉法		
計画作成数	達成率 (%)		計画作成数	達成率 (%)	
	セルフプラン			セルフプラン	
1,114	0	100	423	0	100

※令和元年度国庫負担金実績報告の数で計上

Ⅲ センター設置の経緯

時 期	内 容
平成29年6月	日光市障がい者自立支援協議会（相談支援実務者会議）にて勉強会及び相談支援体制の検討
平成29年8月	日光市障がい者自立支援協議会（相談支援実務者会議）にて先進地「足利市」・「佐野市」を視察
平成29年10月	平成30年度の主要事業に計上（併せて予算計上）
平成29年10月	日光市障がい者自立支援協議会にて、基幹相談支援センター導入に向けた中間報告。
平成30年3月	日光市障がい者自立支援協議会にて、平成30年4月に基幹開設の旨を報告。併せて、自立支援協議会の運営機能を基幹に移行することを報告し、承認を得る。
平成30年4月	日光市役所社会福祉課内に「日光市障がい者基幹相談支援センター」を開設。

・ 相談支援実務者会議委員構成

- (1)市の委託する指定相談支援事業者
- (2)障害者就業・生活支援センター
- (3)栃木県今市健康福祉センター
- (4)日光市社会福祉協議会
- (5)日光市の組織における関係機関

・ 自立支援協議会委員構成

- (1)障がい福祉関係機関
- (2)相談支援事業者
- (3)障がい福祉サービス事業者
- (4)保健医療関係機関
- (5)保健医療関係者
- (6)教育関係機関
- (7)雇用関係機関
- (8)企業
- (9)障がい者関係機関
- (10)学識経験者
- (11)日光市

相談支援事業仕様書

1. 趣 旨

この仕様書は、基幹相談支援を含む、障がい者相談支援事業の実施について必要な事項を定める。

2. 業務の目的

地域で暮らす障がい（児）者及びその家族等の相談に応じ、地域団体及び関係機関等との連携を図り、必要な情報の提供の便宜を供与すると共に、権利擁護のために必要な支援を行い、障がい者等の自立と社会参加の促進を図ること。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2第1項に定める業務等を総合的に行い、多様で複雑な生活問題を抱える障がい（児）者及びその家族等のニーズに対応できる人材を確保し、相談支援体制の充実及び強化を図ることを目的とする。

3. 実施場所

日光市今市本町1番地（日光市役所社会福祉課内）

4. 業務時間等

（1）窓口開設時間は次のとおりとする。

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

なお、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（前述の日を除く）

（2）前述のほか、協議により業務時間を変更することができる。

（3）24時間365日対応できるよう、転送電話等のバックアップ体制を構築する。

5. 業務内容

（1）福祉サービスの利用支援に関すること

（2）社会資源を活用するための支援に関すること

（3）社会生活力を高めるための支援に関すること

（4）専門機関の紹介に関すること

（5）休日・夜間における相談の受理

（6）総合的・専門的な相談支援の実施

- ・障がい児者の総合的及び専門的な相談支援の実施に関すること
- ・計画相談等に必要な技術的助言及び研修の実施に関すること

24時間365日対応については、基幹では該当しない。委託業務のみ。

(7) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言に関すること
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）に関すること
- ・相談支援体制の構築に関する技術的助言及び研修の実施に関すること
- ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員・児童委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）に関すること

(8) 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・障がい者支援施設や精神科病棟への地域移行に向けた普及啓発に関すること
- ・矯正施設等を退所する障がい者の地域移行の支援に関すること
- ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

(9) 権利擁護、障がい者虐待の防止、差別の解消

- ・成年後見制度の利用支援に関すること
- ・虐待の防止に関すること
- ・権利擁護のために必要な援助に関すること

(10) 日光市障がい者自立支援協議会に関すること

(11) その他、相談支援に関すること

7. 職員体制等

受託事業者は委託業務にあたり専門的職員1名以上を配置する。専門的職員は、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有するものとする。

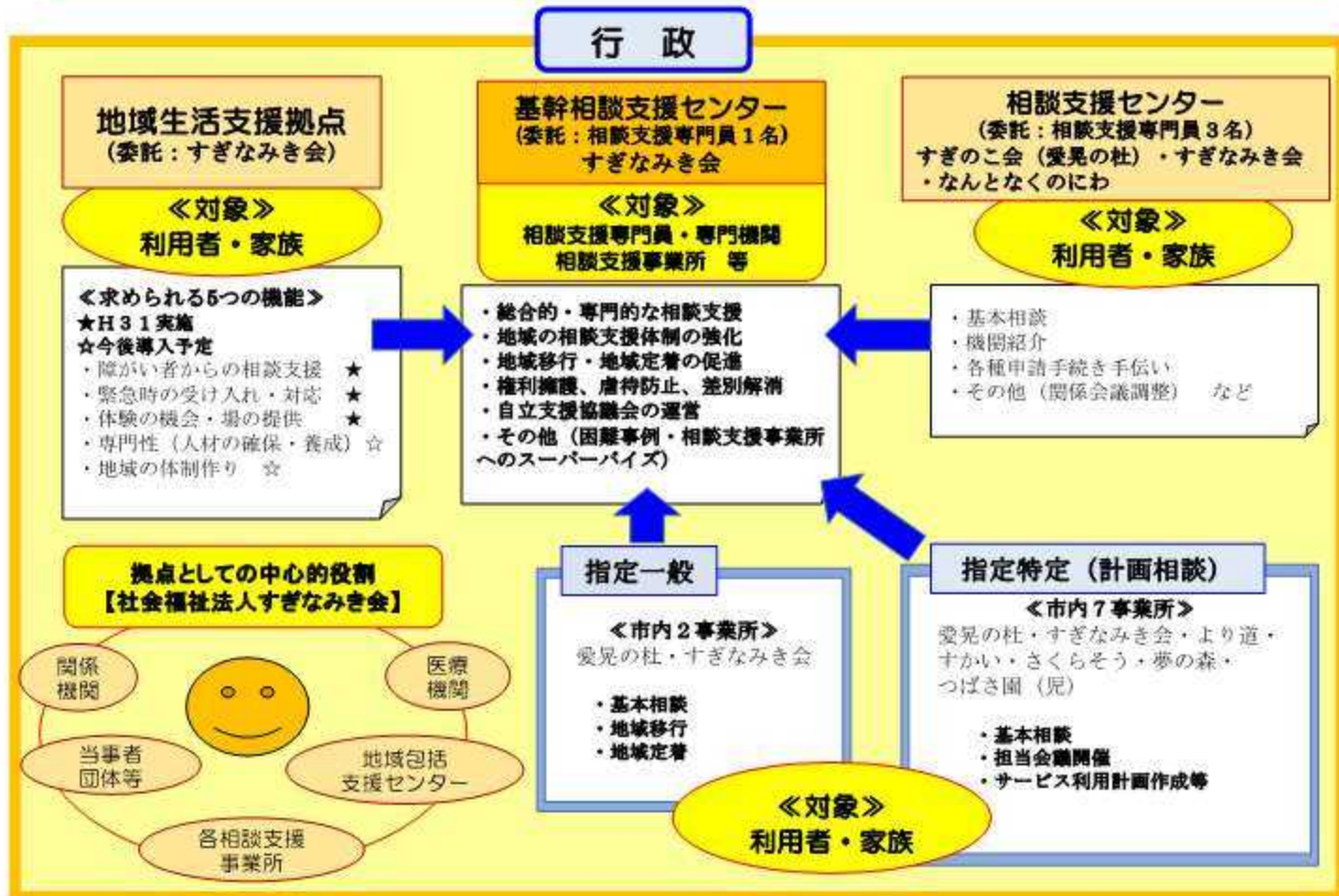
8. 諸記録及び帳票等の整備

- (1) 受託者は、当事業の年間の計画書を契約締結の日から2ヶ月以内に市長に提出するものとする。
- (2) 相談記録、事業の証票等その他業務遂行に必要な書類を備え付けるものとする。
- (3) 前述の書類等を委託期間満了後5年間保管しなければならない。

9. その他

この仕様書に定めのない事項については、適宜、市と協議のうえ決定するものとする。

日光市障がい者基幹相談支援センター等体制図



V 基幹相談支援センターの業務・詳細①

【設置場所】日光市役所社会福祉課内(日光市今市本町1)

【営業時間】平日8:30~17:15(祝日・年末年始を除く)

【業務内容詳細】

①総合的・専門的な相談支援

- ⇒ 総合的及び専門的な相談支援(ケース検討会議等)の実施に関する事
- ⇒ 他機関からの相談対応に関する事

②地域の相談支援体制の強化

- ⇒ 事例検討会議運営事務に関する事
- ⇒ 計画相談支援事業所等に必要な指導・助言の実施に関する事
- ⇒ 計画相談支援事業所等への巡回訪問に関する事

基幹相談支援センターの業務・詳細②

【業務内容詳細(続き)】

- ⇒ 計画相談事業所等が実施する面談・面接・会議等への指導・助言に関すること
(日程調整や同席、会議進行等)
- ⇒ 研修会の実施・対応に関すること
(相談員向け伝達研修や地域向け勉強会・日常生活圏域ケア会議調整等)

③地域移行・地域定着の推進

- ⇒ 障がい者支援施設や精神科病棟への地域移行に向けた普及啓発に関すること
- ⇒ 地域生活を支えるための体制整備に関すること
(民生委員や地域住民向けの啓発研修・勉強会等)

基幹相談支援センターの業務・詳細③

【業務内容詳細(続き)】

④権利擁護・障がい者虐待の防止・差別の解消

- ⇒ 成年後見制度の利用支援に関すること
- ⇒ 虐待の防止に関すること
- ⇒ 権利擁護(差別解消・合理的配慮)のために必要な援助に関すること

⑤日光市障がい者自立支援協議会の運営

- ⇒ 自立支援協議会の運営業務に関すること
- ⇒ (相談・就労・障がい児)支援実務者会議の運営業務に関すること

基幹相談支援センターの業務・詳細④

【業務内容詳細(続き)】

⑥ 困難事例

- ⇒ 困難事例の対応に関すること
- ⇒ 計画相談事業所等へのスーパーバイズ

※その他、地域の実情に合わせた対応

- ⇒ サービス提供事業所の新規開拓・拡大
- ⇒ 特別支援学校などの進路相談等
- ⇒ 実習生・研修生等の対応等

IV 実績 (設置から現在までの実績)

① 総合的・専門的な相談支援

⇒ 92件

② 地域の相談支援体制の強化

⇒ 147件

③ 地域移行・地域定着の推進

⇒ 3件

④ 権利擁護・虐待防止・差別解消

⇒ 35件

⑤ 自立支援協議会の運営・困難事例対応

⇒ 118件

⑥ その他

⇒ 265件

VI センターのアピールポイント(特徴)

日光市障がい者基幹相談支援センターは、日光市役所社会福祉課内に配置しており、同じく配置されている日光市障がい者相談支援センターの他、行政の各課とも直ぐに連携が図れることで対象者を把握しやすく、的確なサービスに繋ぐことが出来る。

VII センターにおける支援の取組例

【効果のあった事例】

月1回、市内の相談支援専門員が集まり「事例検討会議」を定期開催している。困難事例や権利擁護のケースについて検討したり、対応の仕方について学ぶことで、スキルアップに繋がっている。

【困難を感じた事例】

- ・8050などの問題。両親が高齢になり、残された子どもが障がい認定を受けず、把握できないケース(初期対応の遅れ)。
- ・高齢、障がい、児童、困窮が複合している家族の支援。
- ・他機関同士の密な情報共有や支援方針の統一化。

VIII 今後の課題

- ・他機関との連携。
(組織的に地域ごとに、1ケースに1チームで関われるような、他機関同士のチーム作り)
- ・制度のはざまをうめるため、他機関同士のグレーゾーンの拡大。
(障がい分野以外の制度について、今以上に学ぶ)
- ・他機関同士の相互理解。

日光市障がい福祉支援マスコットキャラクター



きすげちゃん

©2020日光市きすげちゃん/画：日光観光大使一英さやか



きすげ

2020日光市きすげ/画：日光観光大使一英さやか



くすけ&すずめ

©2020日光市くすけ&すずめ/画：日光観光大使一英さやか

小山市

障がい児者基幹相談支援センターの概要



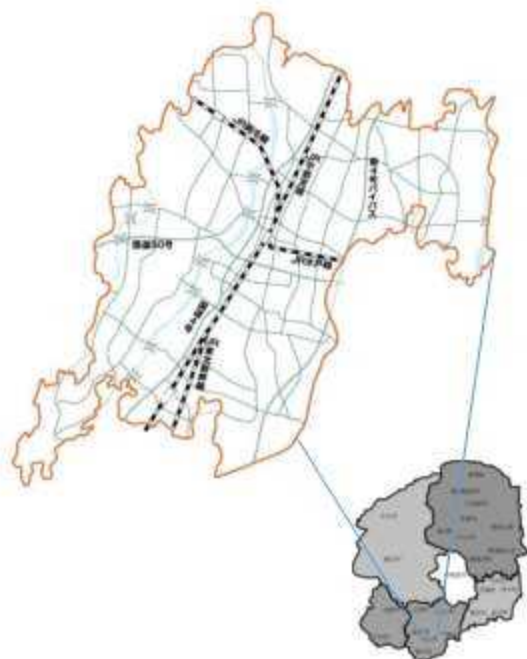
小山市 福祉課
障がい支援係

I 小山市の概況

- 人口(R2(2020)年4月現在) 167,382人
- 世帯数 70,387世帯
- 高齢化率 24.88%
- 障害者手帳等交付状況

R2(2020)年4月1日現在)

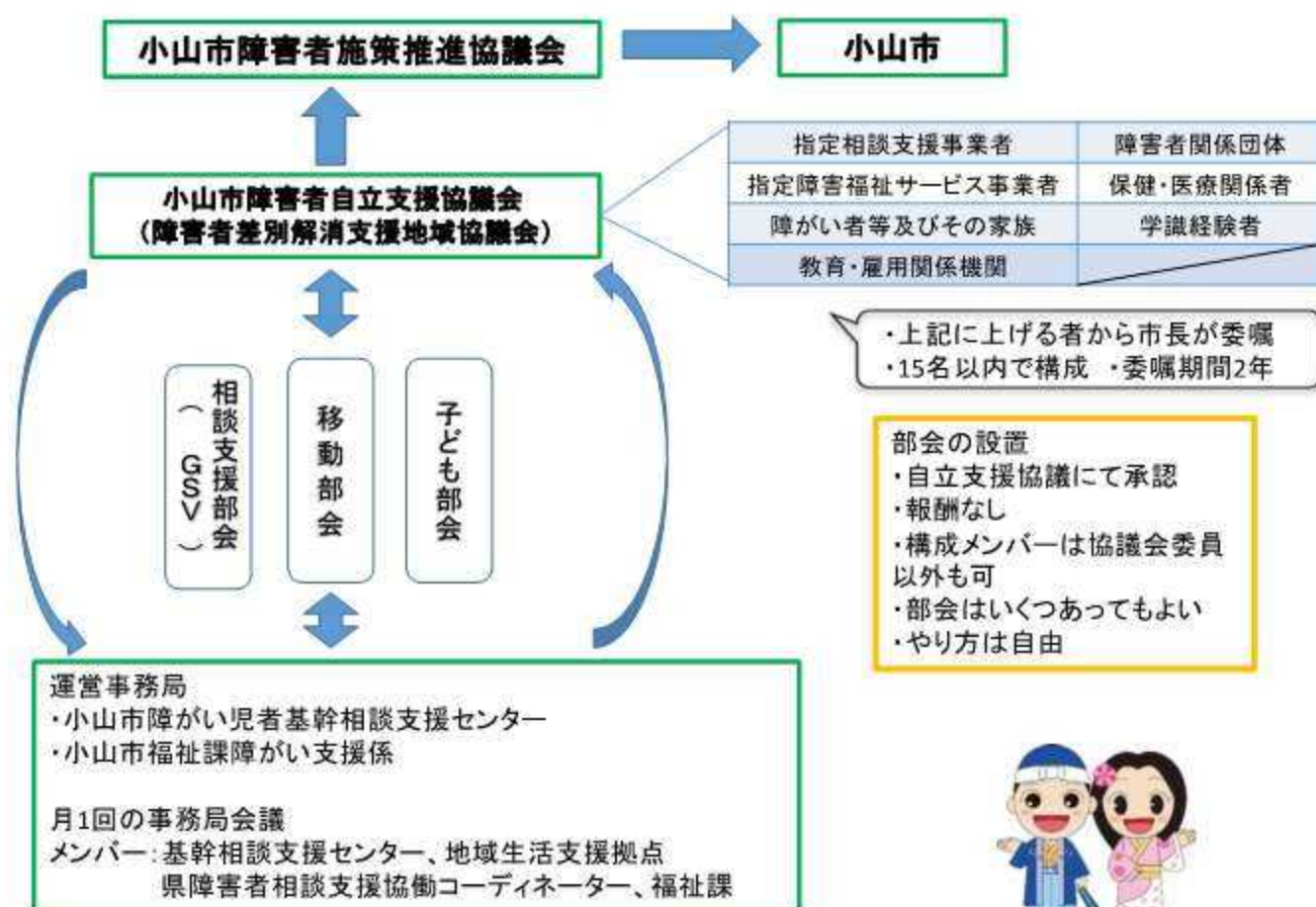
身体障害者手帳所持数	4,301人
療育手帳所持数	1,233人
精神保健福祉手帳所持数	1,186人



小山市の福祉サービス事業所数 (R2(2020)年4月1日現在)

居宅介護	20	就労移行支援	2
重度訪問介護	15	就労継続支援 (A型)	6
同行援護	8	就労継続支援 (B型)	17
行動援護	0	就労定着支援	1
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	11
短期入所	3	放課後等デイサービス	19
生活介護	9	保育所等訪問支援	1
施設入所支援	2	障害児短期入所	0
自立生活援助	0	指定一般相談支援	3
グループホーム	41	指定障害児相談支援	14
自立訓練 (機能訓練)	0	指定特定相談支援	16
自立訓練 (生活訓練)	2		

協議会の組織図



Ⅱ 相談支援体制等①

(1)相談支援体制

種類	事業所数	相談支援 専門員数	備考
指定特定(計画) 相談支援事業所	16	32	届出者数 (兼務者含む)
指定一般(地域移行・地域定着)相 談支援事業所	3	3	
委託相談支援事業所	0	—	
基幹相談支援センター	1	4	

(2)基幹相談支援センターの職員配置状況

役職	人数	備考
相談員	4	※4名からセンター長1名を選出

※単年契約。令和2年度は、(医)朝日会、(福)洗心会、(福)バステル、(医)光風会に基幹相談支援センター運営業務を委託。
※設置場所は、市保健福祉センター内に、福祉課とは別に設置。

Ⅱ 相談支援体制等②

(3)計画相談実績 (R2(2020)年4月1日現在)

総合支援法			児童福祉法		
計画作成数	セルフプラン	達成率 (%)	計画作成数	セルフプラン	達成率 (%)

【前年比】 者:69人増(7.1%)、児50人増(9.2%)

	指定特定相談支援事業所	計画作成者(者)	計画作成者(児)	計
平成28年3月末	20事業所(休止2)	824人	303人	1127人
平成29年3月末	19事業所(休止1)	856人	384人	1240人
平成30年3月末	18事業所(休止0)	968人	542人	1510人

Ⅲ センター設置の経緯

- ・H28年度～ 第7次小山市総合計画
相談支援体制の充実のための方策検討
- ・H29. 1月 福祉課内で検討開始
- ・H29. 9月 自立支援協議会で検討開始
- ・H30. 1月 公募に関する事業者説明会
- ・H30年度～ 第5期障がい福祉計画
H32(R2)年度までに基幹相談支援センターの設置
- ・H30. 5月 公募開始
- ・H30. 7月 選定審査会①
選定審査会②
- ・H30.10月～ 開所



Ⅳ センターの体制

業務分担のイメージ

小山市障がい児者基 幹相談支援センター 4名配置	基幹メインスタッフ 2名	
	8	2
	個別相談メインスタッフ 2名	
	2	8

V センターの現在の取組

- 令和元年度相談受理実人数
…584件(うち児童64名)
- 令和元年度障害者虐待通報対応
…19件(うち受理7件)
- 相談支援事業所等連絡会(GSV・地域課題検討)
…GSV 10回/年 地域課題検討 2回/年
- 障害者自立支援協議会…年6回(令和2年度予定)
- 他機関との連携
高齢者サポートセンター … 事例検討(年12回)
児童関連事業所 … 随時
地域生活支援拠点 … 緊急時受け入れ支援時の協力
等

VI センターのアピールポイント(特徴)

※個別の支援から地域課題を抽出し、障害者自立支援協議会で検討する仕組みを地域づくりの基盤に置いています。

※指定特定相談支援事業所が仕事をしやすいような体制整備を心掛けています。

- ・モニタリングのサインレス化
- ・地域体制強化共同支援加算のGSVへの適用
- ・一般相談サポート事業
- ・小山市発達障害者支援フォローアップ事業
- ・弁護士との法律顧問契約

等

VII センターにおける支援の取組例

【効果のあった事例】

個別ケースから地域の問題を考える仕組みが形成された。

心理士・弁護士とそれぞれ契約を結んでおり、専門的な助言のもとに対応ができた。

【困難を感じた事例】

虐待や権利擁護の場面において、ご本人の利益やニーズについての判断をどのように行うか、支援者間でも立場や考え方などによって見解が異なった。

VIII 今後の課題と取組

- ・ 地域の相談支援専門員が抱える問題(地域課題)の整理と改善に向けた取り組みの検討
- ・ スーパーバイズ機能の構築
- ・ 社会資源の開発、連携の促進
- ・ サービス内容およびモニタリング内容のチェック機能の確立
- ・ 基幹相談支援センターの業務内容の周知、理解促進
- ・ 業務内容について適切な評価、改善方法を構築
- ・ 委託事業所の設置について検討

真岡市

基幹相談支援センターの概要



真岡市 社会福祉課 障がい福祉係

I 真岡市の概況

- 人口：78,874人（R2(2020)年4月現在）
※ただし外国人を含むと80,151人
- 世帯数：30,056世帯
- 高齢化率：26.6%（外国人含む）
- 障害者手帳交付状況
（R2(2020)年4月1日現在）

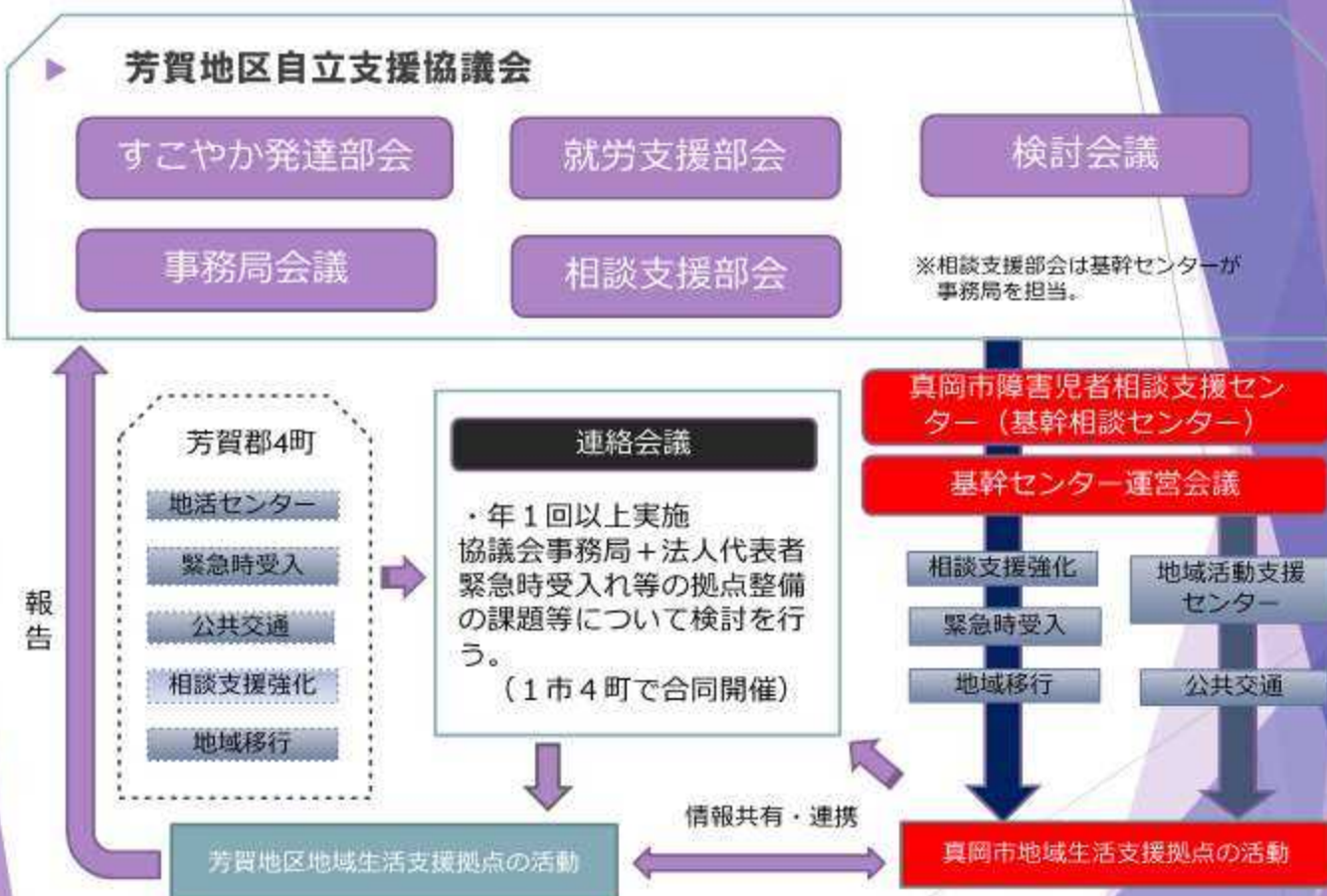


身体障害者手帳所持数	2,646人
療育手帳所持数	857人
精神保健福祉手帳所持数	485人

真岡市の福祉サービス事業所数 (R2(2020)年4月1日現在)

居宅介護	3	就労移行支援	2
重度訪問介護	1	就労継続支援(A型)	3
同行援護	0	就労継続支援(B型)	6
行動援護	0	就労定着支援	0
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	6
短期入所	1	放課後等デイサービス	12
生活介護	4	保育所等訪問支援	1
施設入所支援	1	障害児短期入所	1
自立生活援助	0	指定一般相談支援	0
グループホーム	4	指定障害児相談支援	3
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	3
自立訓練(生活訓練)	0		

協議会の組織図



Ⅱ 相談支援体制等①

(1)相談支援体制

種類	事業所数	相談支援 専門員数	備考
指定特定(計画) 相談支援事業所	3	4	
指定一般(地域移行・地域定着) 相談支援事業所	0	0	
委託相談支援事業所	1	4	
基幹相談支援センター	1	4	

(2)基幹相談支援センターの職員配置状況 (重複)

役職	人数	備考
センター長	1	
精神保健福祉士	1	
社会福祉士	2	
相談支援専門員	4	

Ⅱ 相談支援体制等②

(3)計画相談実績

総合支援法			児童福祉法		
計画作成数	達成率 (%)		計画作成数	達成率 (%)	
	セルフプラン			セルフプラン	
494	0	100	271	0	100

Ⅲ センター設置の経緯

年度	内容
平成28年 8月	芳賀地区1市4町で地域生活支援拠点整備等の議論実施 <法人等から意見を聞きつつ、相談支援体制充実の必要性を確認> ・緊急時に24時間体制で相談できる体制の構築。 ・指定特定相談支援事業所が少ないため、助言や相談に係る人材を育成しながら相談支援体制を強化し、事業所の負担軽減を図る必要あり。 ・拠点整備を面的整備を進めるうえで、コーディネートすることができる中核となる相談支援センターが必要である。
12月	真岡市として県の拠点整備モデル事業実施を決定 基幹相談支援センターの設置に向けた検討を実施。
平成29年 4月	県のモデル事業を開始（コーディネーター非常勤1名配置） →基幹相談支援センターの必要性について整理。
8月	先進地視察・・栃木市障害児者相談支援センター ・真岡市伴の基幹センターでの優先課題等の整理。 ・役割分担、人員配置、設置方法などを検討。 →平成30年4月から障害児者相談支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターとして設置。相談支援員を2名から4名体制へ増員。
10月	芳賀地区自立支援協議会にて、基幹設置の検討について報告
平成30年 3月	芳賀地区自立支援協議会にて、4月から基幹開始の報告

Ⅳ センターの体制

総合相談・専門相談



障がいの種別や各種ニーズに対応する。

- ・総合的な相談支援の実施
- ・専門的な相談支援の実施

権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・虐待防止



センター長
相談支援専門員
社会福祉士
精神保健福祉士



地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート



地域の相談支援体制の強化の取り組み

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取り組み



相談支援従事者



協議会

V センターの現在の取組

○感染症対策

- ・感染者を把握した際に、感染拡大を予防するための情報の流れの確認や、フロー図の作成、相談支援専門員の役割の明確化と駆け付け対応の持ち物を設定。
- ・相談支援専門員に情報共有を実施。



V センターの現在の取組

○災害時対策

- ・行政と、「要支援者名簿」を、災害時の避難・感染症対策に、どのように活用できるのかを、検討中。
- ・地域での避難訓練を通して、障害を持つ方や支援を要する方がどのように避難すればいいのかを訓練と一緒に参加し、検討している。今後は、医療的ケアを必要とする方の家族や難病の方への支援も考えていく予定。



VI センターのアピールポイント（特徴）

★啓蒙・啓発事業に力を入れている。

地域の学校や公共機関・福祉事業所と協力・企画等を行っている。

★虐待対応・緊急時対応を行政と連絡を密にして、同行を積極的に行っている。

★地域内の計画相談支援事業所と、何かあれば相談に乗り、ケースの情報を密にしている。

★女性3人、男性1人だが、和気あいあいと明るく笑い声が絶えず、フットワークが軽い☺

VII センターにおける支援の取組例

【効果のあった事例】

	概要	状況	支援の効果等
①	<p>59歳・男性</p> <p>手帳等未所持 ※本人証言では「特別支援学級だった」</p> <p>家族構成：母 (現在入院中のため単身)</p>	<p>母親は脳梗塞後遺症で、長期入院中。寝たきりであり疎通も取れない。</p> <p>金銭管理等の支援で社会福祉士が付いている。</p> <p>本人は、母が残した貯金で生活しているが、調理・洗濯・片付け・入浴などは、ほぼできていない。</p>	<p>母親の支援者はいるが、本人の支援者なし。しかし、本人の生活上の困り感や不具合を社会福祉士と一緒に確認したり協力しながら、本人が困った時には、早急に支援ができるよう、関わりを続けている。</p>
②	<p>19歳・男性</p> <p>療育手帳B1 幼少期から児童養護施設で生活。</p>	<p>特別支援学校卒業後、住込みで建設会社に就労したが、職場や住込み先で、本人の障害特性の理解があまり得られなかった。</p> <p>また、金銭面や異性関係でもトラブルが多発。更に本人がその場の感情に流されてしまい、仕事を辞めてしまった。</p>	<p>地域との関係や対人トラブルを少なくし、より良い生活環境と日中活動の場を求め、県外での生活を模索した。情報提供・見学同行・入居の手伝いを行った。</p>

VII センターにおける支援の取組例

【効果のあった事例】

	概要	状況	支援の効果等
③	<p>62歳・男性・</p> <p>身体5級（視覚） 家族構成：単身 備考：生保受給</p>	<p>地域包括支援センターより相談あり。 脳梗塞後遺症により視覚障害。 介護保険と障害サービスの併用を検討 要支援のため、ケアマネージャーはつ いておらず、相談支援専門員を紹介す る必要があった。</p>	<p>居宅介護事業所閉鎖に伴い、一度介護 保険のサービス利用となってしまう、 制度の橋渡しがうまくいかなかったが、 情報整理をし、しかるべき支援機関と のつながりや新しい事業所への繋ぎを 行い、本人の生活への不安感を軽減し た。</p>

VII センターにおける支援の取組例

【困難を感じた事例】

	概要	状況	共通して見えること
①	<p>29歳・女性</p> <p>療育手帳B1 家族構成：母・弟</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの継続利用が困難（対人関係のトラブル） 第3者を頼る生活をしていて、生活拠点が安定しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人・家族が、障害特性の理解が浅い。（就労できるはず・薬は良くない、など） ○家族背景・家庭環境が複雑であり、本人の成長過程に大きな影響を与えている。（家族も障害特性が見受けられる・兄弟間での扱いの差、等） ○本人も家族も、他者との交流を好まず、支援が入りにくい。（支援者といろいろ話をすることをいいと思えない、など）
②	<p>48歳・女性</p> <p>自立支援（統合失調症） 家族構成：単身</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関は受診できているが、自己判断で服薬を調整しており、薬効の評価確認ができない。 調理や片付け等は、ほぼできていないが、支援されることへの拒否感あり。（自分はできない人間だとされているように感じるため） 	
③	<p>50歳・男性</p> <p>療育手帳B1 家族構成：精神障害の兄</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本人はB型作業所へ通所できているが、兄弟2人暮らしの生活では、家事や近所付き合いなど、支援が必要な部分が散見される。 	

VIII 今後の課題

①地域連携の構築

関係機関（教育・医療・保育・高齢・地域）と顔の見える関係づくり
…地域や関係機関がどのようなことを基幹相談支援センターに期待しているのか？それを理解した上で、どこまで携わればいいのか？対応できるのか？

②相談支援の強化と連携

指定特定相談支援事業所とより良い関係性を作り、困難事例の総合的な相談及びバックアップ作りを目指す。また、ケース検討会や勉強会を実施し、相談員のスキルアップを目指す。

…児童から高齢者までの広範囲、かつ、多岐にわたる相談に対応し、できるだけワンストップで対応するためにも、相談支援専門員それぞれの知識とスキルの不足、さらに人材の不足。

さくら市

基幹相談支援センターの概要



さくら市福祉課障がい福祉係

I さくら市の概況

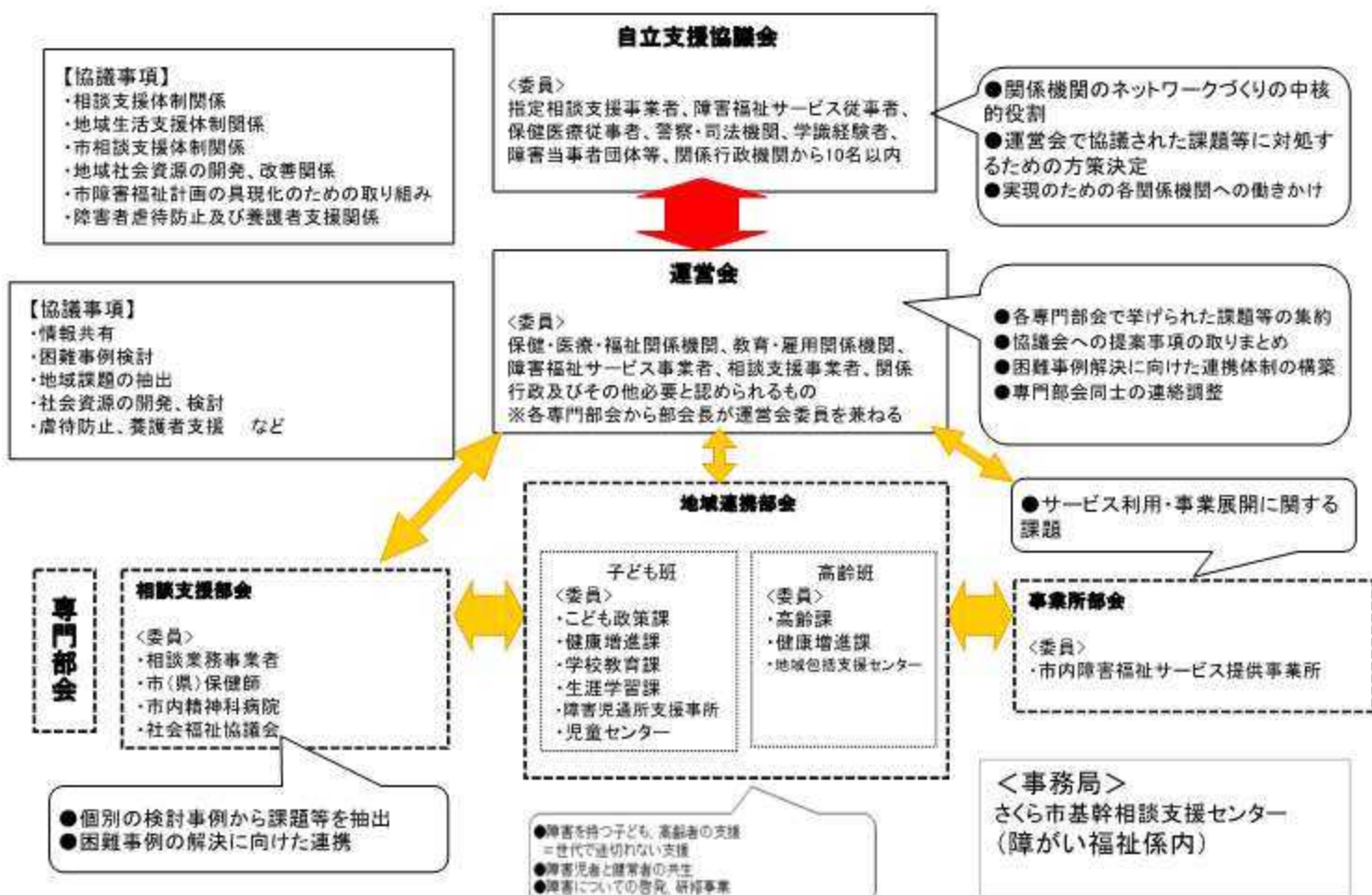
- 人口（R2(2020)年4月現在） 44,018人
- 世帯数 17,492世帯
- 高齢化率 26.46%
- 障害者手帳交付状況
（R2(2020)年4月1日現在）

身体障害者手帳所持数	1409人
療育手帳所持数	378人
精神保健福祉手帳所持数	253人

さくら市の福祉サービス事業所数 (R2(2020)年4月1日現在)

居宅介護	0	就労移行支援	2
重度訪問介護	0	就労継続支援(A型)	3
同行援護	0	就労継続支援(B型)	3
行動援護	0	就労定着支援	1
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	2
短期入所	5	放課後等デイサービス	4
生活介護	6	保育所等訪問支援	1
施設入所支援	5	障害児短期入所	3
自立生活援助	0	指定一般相談支援	2
グループホーム	3	指定障害児相談支援	2
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	2
自立訓練(生活訓練)	1		

さくら市地域自立支援協議会組織図(2020)



Ⅱ 相談支援体制等①

(1)相談支援体制

種類	事業所数	相談支援 専門員数	備考
指定特定(計画) 相談支援事業所	2	7	社会福祉士 精神保健福祉士、介護 福祉士等
指定一般(地域移行・地域定着)相 談支援事業所	2	6	社会福祉士、精神保健 福祉士等
委託相談支援事業所	2	6	他業務と兼務可 他従事者3名
基幹相談支援センター	1	0	社会福祉士、精神保健 福祉士

(2)基幹相談支援センターの職員配置状況

役職	人数	備考
相談員	1	社会福祉士
障害者虐待等相談員	1	社会福祉士、精神保健福祉士

Ⅱ 相談支援体制等②

(3)計画相談実績

総合支援法			児童福祉法		
計画作成数	達成率 (%)		計画作成数	達成率 (%)	
	セルフプラン			セルフプラン	
284	5	98.2	155	0	100

Ⅲ センター設置の経緯

H28年1月

- 自立支援協議会『基幹相談支援センター設立準備会』ワーキングチーム 検討開始

H29年1月

- 先進地視察(栃木市障がい児者相談支援センター)

H29年3月

- 自立支援協議会にて経過報告

H30年6月

- 勉強会「県内の基幹相談支援センターの現状について」
講師：県障害福祉課

H31年3月

- 自立支援協議会にて経過報告

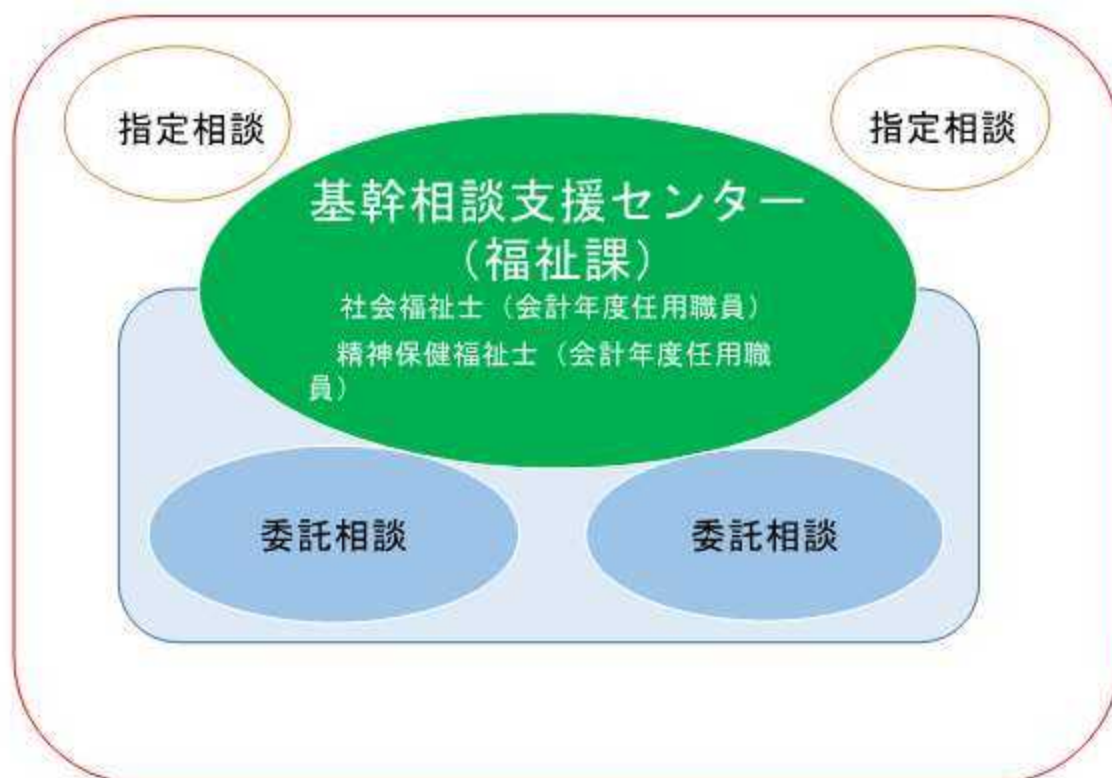
R元年10月

- 市内相談支援事業所ヒアリング

R2年3月

- 自立支援協議会にて設置・運営報告

Ⅳ センターの体制



V センターの現在の取組

総合相談・専門相談

- ・総合的な相談支援
- ・困難事例への対応
- ・相談支援事業者への助言・指導
- ・ケース会議の開催

地域移行・地域定着

- ・地域の体制整備にかかるコーディネート
- ・施設や医療機関から自宅に戻った後の暮らしの相談

開設時間: 8:30~17:15
相談費用: 無料
専門の相談員が相談をお受けいたします。

権利擁護・虐待防止

(さくら市障害者虐待防止支援センター)

- ・虐待防止への対応及び養護者への支援
- ・成年後見制度の利用支援等

地域の相談機関への支援

- ・地域の相談支援専門員の人材育成



VI センターのアピールポイント(特徴)

- ・市内に複数存在している障害福祉サービス事業所全てが公平に利用できる。
- ・新規の手帳相談や障害福祉サービスの調査を担うことで課題整理や関係機関との連携を図ることができる。
- ・センターを行政内に置くことにより、行政との連携が円滑に行える。
- ・地域生活支援拠点の整備に向け、中心機関としての機能を持たせることが可能。

VII センターにおける支援の取組例

【効果のあった事例】

高齢の親と50代男性への支援について、地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会、相談支援事業所、当センター等と連携し地域生活が継続できている。

【困難を感じた事例】

・精神疾患がある方への継続的な支援を構築していく中で、治療の継続や支援拒否があった場合への対応。

基幹相談支援センター業務内容

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合的相談	→											
相談事業者への指導助言	→											
権利擁護・虐待防止センター	→											
委託相談事業所との定例会	○		○		○		○		○		○	
自立支援協議会開催	○					○						○
相談支援部会開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所部会開催		○		○		○		○		○		○
地域連携部会開催	○		○		○		○		○		○	

VIII 今後の課題

- ・重層的な相談体制ではあるが、分野を超えた相談が多岐にわたっている。
- ・地域づくりに向けた一体的な支援体制の構築は必要と思われる。

今日の相談は、
明日への希望

下野市障がい児者相談支援センター

基幹相談支援センターの概要

電話・窓口・訪問にて相談
お受けします。
是非ご連絡下さい！！



下野市 社会福祉課 障がい福祉グループ

I 下野市の概況①(R2(2020)年4月1日現在)

- 人口 60,216人(男:29,976人、女:30,240人)
- 世帯数 24,402世帯
- 高齢化率 24.92%
(南:23.90%、国:24.72%、石:26.02%)
- 障害者手帳交付状況



身体障害者手帳所持数	1,623 人
療育手帳所持数	471 人
精神保健福祉手帳所持数	404 人



I 下野市の概況②(R2(2020)年4月1日現在)

・ 障害者手帳交付状況

○身体障がい者数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	30	31	8	2	13	8	92
聴覚・平行機能障がい	5	49	19	101	10	50	225
音声・言語・そしゃく機能	1	1	9	5	0	0	16
肢体不自由	114	175	132	179	80	51	731
内部障がい	388	11	48	112	0	0	559
複合障がい	/	/	/	/	/	/	/
計	538	267	216	399	94	109	1,623

○知的障がい者数

最重度	重度	中度	軽度	計
72	114	130	155	471

○精神障がい者数(精神障がい者保健福祉手帳交付者数)

1級	2級	3級	計
76	262	67	404

下野市の福祉サービス事業所数①(R2(2020)年4月1日現在)

障がい者サービス

居宅介護	4	自立生活援助	0
重度訪問介護	3	グループホーム	5
同行援護	1	自立訓練(機能訓練)	0
行動援護	0	自立訓練(生活訓練)	0
重度障害者等包括支援	0	就労移行支援	2
生活介護	2	就労継続支援(A型)	1
短期入所※	1	就労継続支援(B型)	6
施設入所支援※	1	就労定着支援	0
療養介護	0		

※措置入所の施設の為レスパイト等での利用はできない。
そのため、事実上短期入所・施設入所の事業所は無い。

下野市の福祉サービス事業所数②(R2(2020)年4月1日現在)

障がい児サービス

計画相談

児童発達支援	5	指定一般相談支援	1
放課後等デイサービス	6	指定障害児相談支援	2
保育所等訪問支援	0	指定特定相談支援	9
障害児短期入所	0		
居宅訪問型児童発達支援	0		
医療型児童発達支援	0		

協議会の組織図



Ⅱ 相談支援体制等①

(1)相談支援体制

種類	事業所数	相談支援 専門員数	備考
指定特定(計画) 相談支援事業所	9※	14	※2事業所休止中
指定一般(地域移行・地域定着)相 談支援事業所	1	5	
委託相談支援事業所	4	4	
基幹相談支援センター	1	5	

(2)基幹相談支援センターの職員配置状況

役職	人数	備考
センター長	1	市社会福祉課長
保健師	2	市社会福祉課所属
社会福祉士	2	
精神保健福祉士	3	

Ⅱ 相談支援体制等②

(3)計画相談実績

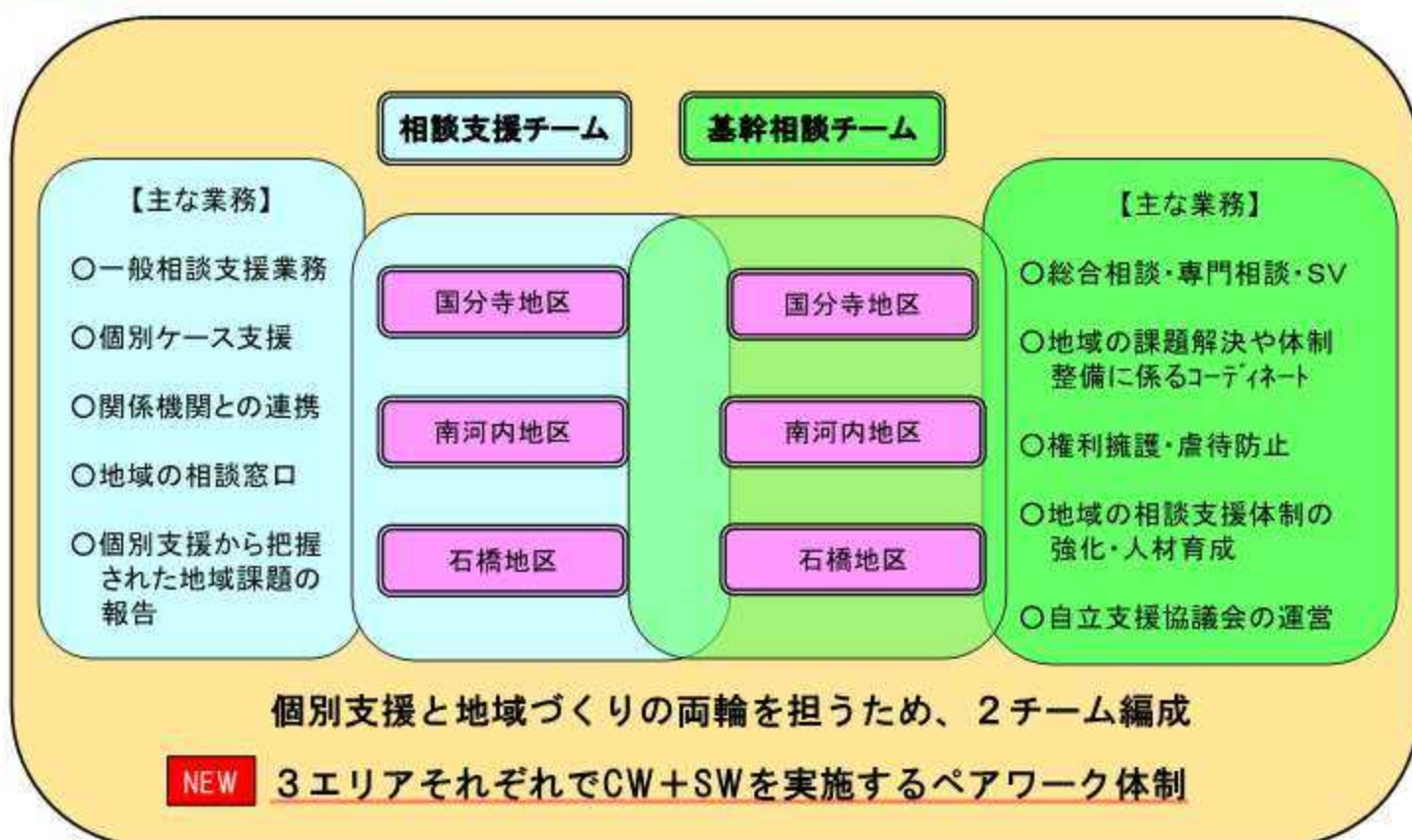
総合支援法			児童福祉法		
計画作成数	セルフプラン	達成率 (%)	計画作成数	セルフプラン	達成率 (%)



Ⅲ 下野市障がい児者相談支援センター設置の経緯

- ・平成21年4月 下野市障がい者相談支援センター設立
医療法人朝日会に委託 1名体制
- ・平成26年4月 相談支援専門員 1.5名体制
※計画相談開始の年
- ・平成28年4月 朝日会に加えて医療法人心教会に委託
相談支援専門員 2名体制
- ・平成30年4月 下野市庁舎内に移転
- ・平成31年4月 基幹相談支援センターとして『下野市障がい児者相談支援センター』開設
2法人に加え、はくつる会・洗心会の4法人委託＋市保健師の運営体制

Ⅳ 下野市障がい児者相談支援センター体制



V センターの現在の取組

- ・ 自立支援協議会の運営
- ・ ひきこもり相談会の企画・運営
- ・ 障がい福祉セミナーの企画・運営
- ・ しもつけ福祉塾の企画・運営
- ・ 市内相談支援事業所連絡会の企画・運営
- ・ 各地区毎での担当制を敷いての相談支援対応
- ・ 広報誌の定期掲載
- ・ 地域課題の精査
- ・ 療育手帳を所持している人を対象としたサークル活動
- ・ 精神保健福祉家族会の運営
- ・ 精神障がい地域支援WG53
- ・ 医療的ケア児等の支援協議WG
- ・ 成年後見制度なんでも相談会
- ・ 特別支援学校進路相談会の参加
- ・ センターの周知活動(民生委員の定例会等)
- ・ 個別ケース対応



サークル活動の様子



VI センターのアピールポイント(特徴)

- ・ 地区毎に担当している相談支援専門員がいるので、窓口が分かりやすい
- ・ 市役所内にセンターが設置されているので、横の繋がりが形成されやすい
- ・ 当番制で常時、窓口対応をしているため、飛込みの相談でも受けられる
- ・ 3障がいそれぞれ、支援経験のある相談支援専門員を配置
- ・ 関連機関からの相談について対応をすることが出来る
- ・ 障がい福祉関連についての出前講座が出来る
- ・ フットワークが軽い(相談員の体感です！)
- ・ 職場の雰囲気が良い(相談員の体感です！)

VII センターにおける支援の取組例

【効果のあった事例】

- ・当番制で窓口対応をするようになり、いつでも相談対応が出来るようになった
- ・地区担当制を敷いたので、センターの誰に相談をしたら良いかが明確になった
- ・センターの周知効果により関係機関からの相談が増加した

【困難を感じた事例】

- ・センターの役割が大まかな部分が多く、具体的なイメージを伝えきれていない
- ・ひきこもりや依存症への支援
- ・市内の社会資源不足のためスムーズなサービス利用に繋がらない
- ・障害者福祉サービスや介護保険サービスを利用できない相談者に対する支援の見立ての困難さがある

VIII 今後の課題

・センターの役割を再確認(関係機関への周知)

他機関から依頼されるケースで、センターが関わるべきか悩む場合がある

・地区担当制についての再検討

柔軟に対応し、各相談員の専門性をさらに活かせるように

・情報収集／発信

センターが地域や制度の情報を収集／発信(積極的なアウトリーチ)「センターに相談すると多くの情報が得られる」と思ってもらえるようにセンターの自己研鑽を兼ねる ⇒ 地域の人材育成に活かす

・地域課題の精査

地域課題の集約 ⇒ 精査 ⇒ 実行



芳賀郡(益子町・茂木町・市貝町・芳賀町) 基幹相談支援センターの概要

茂木町保健福祉課(幹事町)

I 芳賀郡の概況

		益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	合計
人口(人)		21,940	11,866	11,238	14,880	59,924
世帯数		7,911	4,499	4,280	5,235	21,925
高齢化率(%)		30.5	40.8	29.0	31.5	—
手帳	身体障害	879	573	384	567	2,403
	知的障害	279	160	100	154	693
	精神障害	148	108	71	89	416
自立支援医療受給者 (手帳交付者含む)		243	152	127	178	700

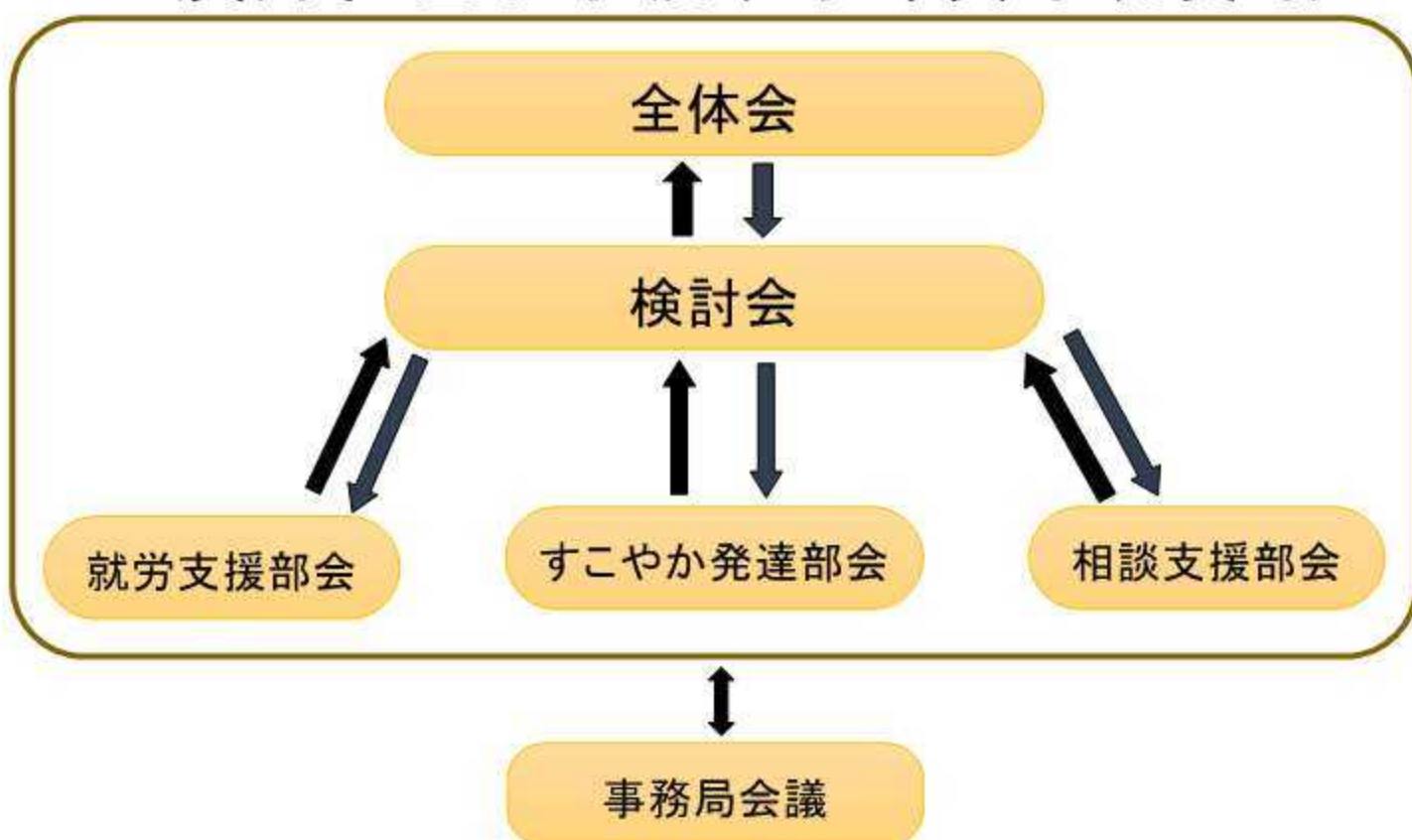
(R2(2020)年4月1日現在 ※手帳・自立支援医療受給者はR2年3月31日)

芳賀郡の福祉サービス事業所数 (R2(2020)年4月1日現在)

居宅介護	5	就労移行支援	1 (休止中)
重度訪問介護	4	就労継続支援(A型)	1
同行援護	1	就労継続支援(B型)	8
行動援護	2	就労定着支援	0
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	0
短期入所	5	放課後等デイサービス	2
生活介護	4	保育所等訪問支援	0
施設入所支援	2	障害児短期入所	4
自立生活援助	1	指定一般相談支援	2
グループホーム	17	指定障害児相談支援	7
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	7
自立訓練(生活訓練)	0		

芳賀地区自立支援協議会の組織図

(真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)



Ⅱ 相談支援体制等①

(1)相談支援体制

種類	事業所数	相談支援 専門員数	備考
指定特定(計画) 相談支援事業所	8	16	
指定一般(地域移行・地域定着) 相談支援事業所	2	2	
基幹相談支援センター (委託も兼ねる)	1	2	

(2)基幹相談支援センターの職員配置状況

役職	人数	備考
センター長	1	
コーディネーター	2	

Ⅱ 相談支援体制等②

(3)計画相談実績

2020.3.31現在

町名	総合支援法			児童福祉法		
	計画作成数		達成率 (%)	計画作成数		達成率 (%)
		セルフプラン			セルフプラン	
益子町	206	1	100	34	0	100
茂木町	126	1	100	3	0	100
市貝町	73	1	100	20	0	100
芳賀町	108	0	100	20	0	100

Ⅲ センター設置の経緯①

H15年 4月～芳賀地区障害児者相談支援センター
2名体制(2法人委託)

H18年10月～芳賀地区障害児者相談支援センター
3名体制(3法人委託)

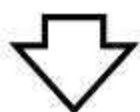
※芳賀地区障害児者相談支援センターは、真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町の1市4町で運営していた。

Ⅲ センター設置の経緯②

H24年度～

芳賀地区自立支援協議会において、芳賀地区障害児者相談支援センターの増員を含め、相談支援体制整備について**随時**検討を行った。

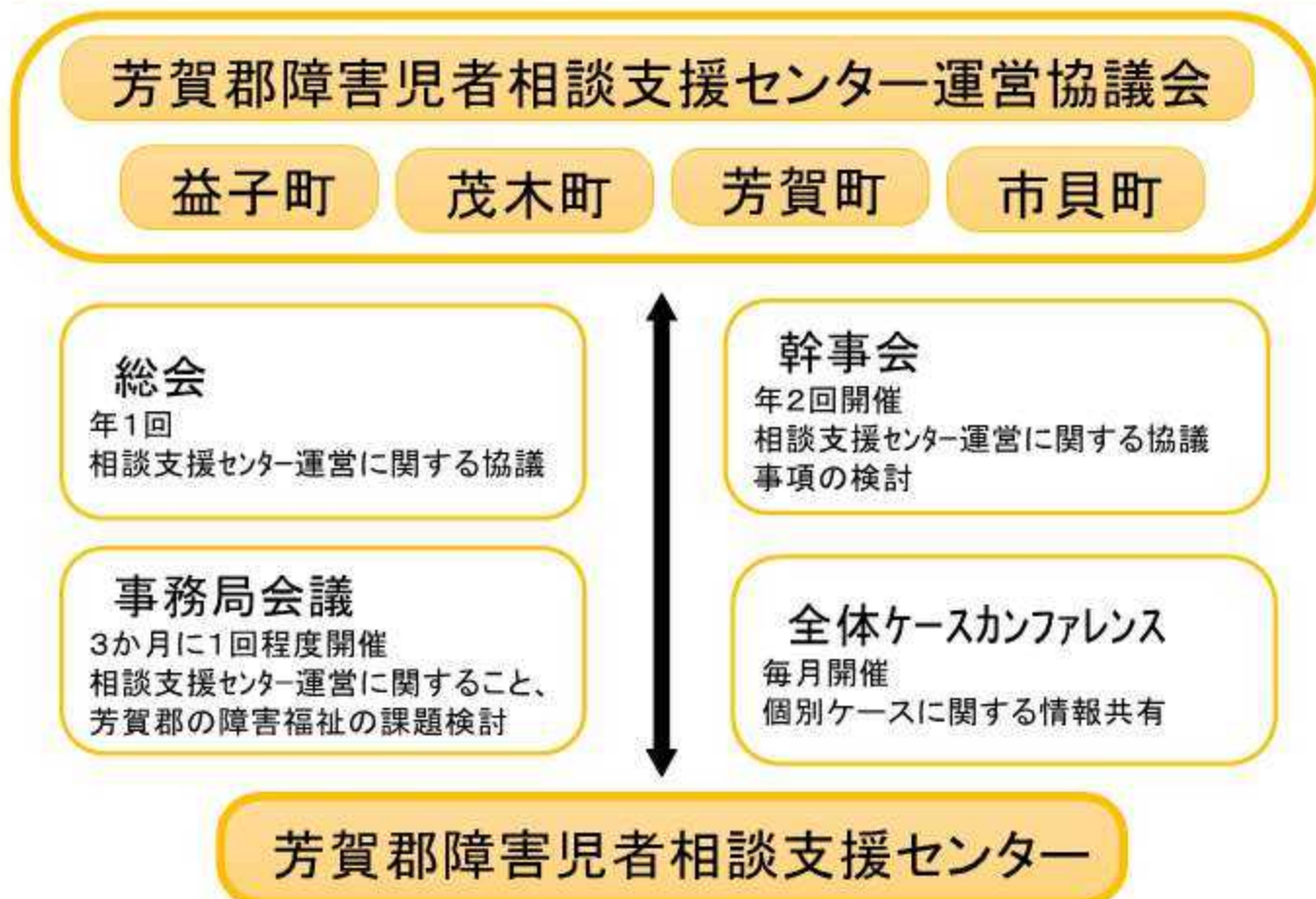
県東健康福祉センターの主催(調整)で、基幹相談支援センターとして必要な機能やセンターの評価の在り方など1市4町で協議をしていった。



H28年度～

「真岡市障害児者相談支援センター」「芳賀郡障害児者相談支援センター」の2か所となった。人員面においても3名から5名体制となった。

IV センターの体制



V センターの現在の取組

目的

障害児者の方々やその家族の地域における生活を支援し、障害児者の自立と社会参加の促進を図る。そのため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、情報提供等の実施に必要な相談支援活動の拠点となるなど、基幹相談支援センターとしての業務も実施し、地域の相談支援事業者や相談支援専門員等のバックアップを行い、相談支援体制の充実と強化を図る。

VI センターのアピールポイント(特徴)

主な業務内容

- ・福祉サービスの利用援助
 - ・家庭訪問及び来所等による相談
 - ・市町巡回方式による相談
 - ・サービス利用計画等の作成援助
 - ・社会資源開発等の企画・提言
- +
- ・地域の相談支援体制の強化
 - ・地域移行及び地域定着の促進
 - ・虐待の防止及び権利擁護のための必要な援助
 - ・成年後見制度の利用支援
 - ・芳賀地区自立支援協議会

VII 基幹相談支援センターとなって

- ・基幹相談支援センターが自立支援協議会の相談支援部会の事務局を担当することになり、芳賀郡(地区)内の相談支援事業所との連絡体制が強化され、顔の見える関係を構築でき、支援方法等の相談が増えた。
- ・地域における相談支援の拠点として、特定相談支援事業所に限らず、行政機関や医療機関等からサービスの情報や支援方法等についての問い合わせが増えた。
- ・毎月、センターで受理したケースに対して、対応した内容を各町の担当に報告をすることで、現在の状況や今後の方向性について情報の共有が図れ、スムーズな対応に繋がっている。
- ・地域生活支援拠点等の地域における障害者支援の事業について、基幹相談支援センターとして町担当者との協議することにより、より具体的な検討ができたことに併せ、事業内容の地域の事業所への伝達がスムーズになった。

VIII 今後の課題①

相談支援事業所との強固な関係構築

- ・ケース等に対する支援についてのスーパーバイズ
（情報収集、面接、ネットワークづくり 等）
- ・会議等に対する支援について
（会議の開催、進行等の助言、関係機関との仲介 等）
- ・サービス等利用計画の作成、モニタリング、修正等の助言
- ・事例検討会、GSVの機会を増やし、地域の相談支援のスキルアップを図る
- ・制度、計画作成に関する情報提供
- ・地域の基幹相談支援センターとしての在り方さがし
（地域のファシリテーターとして）

VIII 今後の課題②

障害児者の暮らしやすい地域づくり

- ・地域の福祉サービスや取り組み等の社会資源について
情報発信
- ・地域生活支援拠点等の整備について
情報収集、行政・事業所との連携を図り、事業の実施
及び向上を図る

那珂川町 基幹相談支援センターの概要

那珂川町 健康福祉課 社会福祉係

1 那珂川町の概況

- ・人口（令和2年4月現在） 15,904人
- ・世帯数 6,020世帯
- ・高齢化率 38.4%

・障害者手帳交付状況

身体障害者手帳	787人
療育手帳	165人
精神保健福祉手帳	136人

那珂川町の福祉サービス事業所数

居宅介護	2	就労移行支援	1
重度訪問介護	1	就労継続支援（A型）	0
同行援護	0	就労継続支援（B型）	2
行動援護	0	就労定着支援	0
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	1
短期入所	1	放課後等デイサービス	1
生活介護	2	保育所等訪問支援	0
施設入所支援	0	障害児短期入所	0
自立生活援助	0	指定一般相談支援	3
グループホーム	2	指定障害児相談支援	0
自立訓練（機能訓練）	0	指定特定相談支援	4
自立訓練（生活訓練）	1		

協議会の組織図

那珂川町自立支援協議会

- ・ 委員20名以内で構成。（民生委員・社会福祉協議会等の学識経験者、保健医療従事者、障害福祉サービス従事者、当事者団体、関係行政機関）

事業者部会

- ①事業所間の連携強化に関すること
- ②関係者のスキルアップに関すること

相談支援部会

- ①相談支援体制の構築に関すること
- ②困難事例の検討・調整に関すること
- ③地域課題を洗い出し、新たな社会資源の開発・検討に関すること

Ⅱ 相談支援体制等①

(1) 相談支援体制

種 類	事業所数	相談支援専門員数	備 考
指定特定相談支援事業所	4	7	
指定一般相談支援事業所	3	6	
委託相談支援事業所	3	6	
基幹相談支援センター	1 (直営)	0	

(2) 基幹相談支援センターの職員配置状況

役 職	人 数	備 考
保健師	1	正職員
精神保健福祉士	1	医療法人より派遣

Ⅱ 相談支援体制②

(3) 計画相談実績

総合支援法			児童福祉法		
計画作成数		達成率	計画作成数		達成率
	セルフプラン	(%)		セルフプラン	(%)
149	0	100%	70	0	100%

Ⅲ センター設置の経緯

〈平成30年度〉

3月 那珂川町自立支援協議会で設置についての協議

〈令和元年度〉

11月～12月 課内での協議

1月 庁議説明、町の方針決定

2月 全員協議会説明

3月 那珂川町自立支援協議会相談支援部会に報告

〈令和2年度〉

4月 基幹相談支援センター設置

6月 精神保健福祉士派遣開始

那珂川町自立支援協議会で設置の報告

Ⅳ 那珂川町基幹相談支援センターの体制

・保健師（正職） 1名

・精神保健福祉士（派遣） 1名

※他係の社会福祉士とも連携

V センターの現在の取組

- ・ ケース相談、訪問等
- ・ ケース会議開催
- ・ パンフレット・リーフレットの作成
- ・ 自立支援協議会の開催、運営
部会の開催
- ・ 包括化推進会議の開催

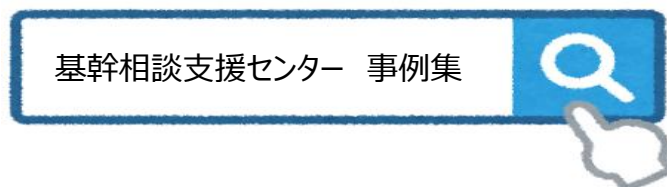
VI センターのアピールポイント

- ・ 那珂川町直営
→町の直営であるため、情報が取得しやすく他課との連携が図りやすい。
- ・ 医療法人より精神保健福祉士が派遣されている。
→医療法人とつながることで、緊急時の入院支援体制が図られる。
- ・ ワンストップの相談窓口である那珂川町福祉相談事業との連携。
→障害以外の相談も集約し、制度の狭間にいる方の困難ケースへの対応。
地域包括化推進員との連携により、情報共有のシステム化、ケース会議の開催などスキルアップが図られる。

VII 今後の課題

- ・ 成年後見制度の中核機関としての役割
- ・ 重層的相談支援体制整備事業との関係

本事例集は栃木県ホームページにも掲載しています。



【本事例集に関するお問い合わせ先】

栃木県保健福祉部障害福祉課

栃木県宇都宮市塙田 1 - 1 - 20

TEL : 028-623-3493